



第4期 秩父市 地域福祉計画・ 地域福祉活動計画

2022～2026 年度

令和4年3月

秩 父 市
秩父市社会福祉協議会

はじめに

近年少子高齢化に伴う人口減少や核家族化が急速に進行し、本市の高齢化率は令和7年には35%を超えると予測されるなど、クローズアップされていた「2025年問題」もすぐそこまで来て います。また、多種・多様化した価値観や生活様式により、地域との繋がりの希薄化が進み、互いに助け合う力が弱まることが懸念されています。さらには、新型コロナウイルスが生活や地域・経済活動に大きな影響を与え、秩父夜祭などをはじめとする、さまざまな地域活動・イベントなどが縮小・中止となり、これまで築き上げてきた人と人をつなげる活動が減少するなど新たな課題も生じてきております。



このような地域社会の状況に対応し、お互いに支え合う地域共生社会を実現するため、市や社会福祉協議会をはじめとする福祉組織や地域住民が互いに連携し、地域の課題を解決するための「自助・互助・共助・公助」による支え合いの取組みがより一層重要になってきています。

このような中、秩父市では、「第2次秩父市総合振興計画」に並行して「秩父市総合戦略」を策定し、市民の皆さんとともに「子どもから高齢者まで、すべての人が笑顔にあふれ、誰もがチャンスをつかめるまち」を実現すべく、総合的に施策を推進しているところです。

地域福祉計画は、これらを上位計画とし、その目指す将来像を地域福祉の面から支える計画であり、福祉分野における、高齢者・障がい者・子ども（子育て世代）など対象者ごとに策定した個別計画の上位計画として、障がいの有無や性別、年齢等に関係なくすべての人を対象とした計画です。一方、社会福祉協議会が定める「地域福祉活動計画」は、地域福祉計画との整合性を踏まえ、社会福祉協議会による地域福祉に関する具体的な施策を定めた計画です。

秩父市では、平成28年3月に、それまで個別に作成していた両計画について、実効性を高めるため、両計画を一体的に策定し、住民・行政・社会福祉協議会のそれぞれの果たすべき役割を明確化し、より一層の地域福祉の推進に努めてまいりました。

このたび両計画が期間満了を迎えるにあたり、「子どもから高齢者まで すべての人が笑顔にあふれるしあわせなまち ちちぶ」を基本理念に掲げ、市民の皆さんをはじめ関係者の皆さんと力を合わせ、地域福祉の一層の推進に努める所存です。今後ともより一層の御理解と御協力ををお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたりまして、貴重な御意見や御提言をいただきました策定委員会委員の皆さんをはじめ、アンケート等に御協力をいただきました市民の皆さん、関係団体及び関係機関の皆さんに心より厚くお礼申し上げます。

令和4年3月

秩父市長・秩父市社会福祉協議会長

北 堀 篤

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 地域福祉、地域福祉計画、地域福祉活動計画とは	2
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	5
5 計画の策定体制	6
第2章 地域福祉をめぐる秩父市の現状と課題	7
1 圏域について	7
2 統計からみる市の現状	8
(1) 人口、世帯数、世帯当たり人口の推移	8
(2) 人口ピラミッド	10
(3) 出生数・死亡数・合計特殊出生率の推移	11
(4) 要支援・要介護認定者数の推移	12
(5) 障がい者数の推移	12
(6) ひとり親家庭等医療費支給状況の推移	13
(7) 被保護世帯・人員の推移	13
(8) 町会運営世帯数・加入率の推移	14
(9) 民生委員・児童委員数の推移	14
(10) 社会福祉協議会の会員加入世帯数・加入率の推移	14
(11) 老人クラブ・子ども会の加入者数の推移	14
(12) ボランティア、NPO の登録者数と団体数の推移	15
(13) 市民相談件数等の推移	15
(14) 避難行動要支援者対象者数の状況	16
3 アンケート調査からみる市民意識の現状	17
(1) 調査の概要	17
(2) 調査結果の概要	18
4 ヒアリング結果からみる福祉団体の現状	28
5 第3期計画の推進状況	30
(1) 第3期の地域福祉計画の推進状況	30
(2) 第3期の地域福祉活動計画の推進状況	31
6 地域福祉をめぐる秩父市の課題	32
(1) 地域のつながりに関する課題	32
(2) 高齢者・障がい者に関する課題	32
(3) 子どもに関する課題	33
(4) 地域福祉の推進に関する課題	33

第3章 計画の概要	35
1 株式会社の目指す地域福祉と基本理念.....	35
2 基本目標	36
3 施策の体系.....	37
4 評価指標の設定.....	38
第4章 具体的取組み	39
基本目標1 優しい心を育む福祉教育の推進	39
基本方針1 福祉教育の推進.....	39
基本目標2 地域を支えるネットワークづくりの推進	46
基本方針1 市民主体による地域を支えるネットワークづくり	46
基本方針2 地域福祉を支える団体との連携.....	54
基本目標3 自立を支え、自ら生きるための仕組みづくりの推進	58
基本方針1 福祉サービスの適切な利用の推進	58
基本方針2 福祉サービス施策の推進.....	64
基本方針3 福祉サービス利用者の権利擁護の推進	81
基本目標4 安心して生活できる環境づくりの推進.....	87
基本方針1 生活環境づくりの推進	87
第5章 計画の推進と進捗の管理	93
1 地域福祉の担い手と計画の推進体制.....	93
2 計画の進行管理.....	95
資料編	97
1 計画策定の経過	97
2 第4期株式会社地域福祉計画策定委員会設置要綱	98
3 第4期株式会社地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	99
4 第4期株式会社地域福祉計画・株式会社地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	100
5 第4期株式会社地域福祉計画・株式会社地域福祉活動計画検討委員会設置要綱	101
6 第4期株式会社地域福祉計画・株式会社地域福祉活動計画検討委員会委員名簿	102
7 第4期株式会社地域福祉計画・株式会社地域福祉活動計画事務局名簿.....	103

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

少子高齢化や核家族化によって「ご近所関係」の希薄化が進み、介護や子育て等を地域で互いに助け合う力が弱まっています。高齢者についてみると、ひとり暮らし世帯や、老老介護や認認介護の状態となっている高齢者のみの世帯が増え、生活する上で起こる様々な問題を自身の力だけで解決することに限界を迎えている人も少なくありません。また、就労の不安定化に起因した生活不安や貧困の連鎖、仕事と生活の調和を乱す過酷なストレス等による自殺も大きな問題となっています。また、子育てと介護を同時に担うダブルケア、80代前後の高齢の親が50代前後のひきこもり状態にある子どもの生活を支える8050問題や、家事や家族の世話などを子どもが担うヤングケアラーなど、これまでの制度では支援の手が届きにくい方々の存在が顕在化するなど、社会の問題は多種・多様化し、複合化する傾向もうかがえます。

このような背景のもとで、市民が安心し自立した生活を送るためには、日常の生活課題を早期に発見し適切に解決することが必要ですが、自分や家族の力による「自助」では対処しきれない様々な問題については、公的な福祉サービス「公助」とともに、地域住民・地域住民組織、福祉に関する住民活動団体やNPO・社会福祉事業者等と行政が連携し、公助だけでは手が届きにくい生活課題にもきめ細やかに対応する仕組み、いわゆる「互助・共助」の社会づくりを進めることが、きわめて大切になっています。

第2次秩父市総合振興計画によると、秩父市では、今後人口は減少し、高齢化率は増加する推計となっています。その状況が続ければ、介護など支援をされる側の増加のみならず、支援をする側の減少を伴うことになり、高齢化率の上昇は、福祉活動にとってより厳しい状況を招くことになります。こうした問題に対応するため、人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指し、「秩父市総合戦略」が第2次総合計画と同時に策定されました。

この「秩父市総合戦略」とまちづくり基本条例の理念及び基本原則の上に立ち、第2次総合振興計画が将来像として掲げた「豊かなまち、環境文化都市ちちぶ」の実現に向けた活動は、後期計画に入り引き続き進められています。

地域の課題は多く様々ですが、市の将来像を見据えた総合振興計画を基本に、その福祉分野を支える個別計画として、また、市民が安心し自立した生活を送るために必要な、地域における福祉施策推進のための原点として、本計画の策定を行うものです。

2 地域福祉、地域福祉計画、地域福祉活動計画とは

社会福祉法第1条により、「地域における社会福祉」と定義されている「地域福祉」は、誰もが住み慣れた地域で、安心した暮らしを続けられるようにするために、すべての住民と福祉関係の事業者・団体と行政とが力を合わせて、地域における生活課題の解決に取り組む仕組みです。この仕組みを具体的な形にまとめたものが、市町村が作成する「地域福祉計画」であり、社会福祉協議会を中心に作られる「地域福祉活動計画」です。

地域福祉を推進すること及び地域福祉計画は、以下のとおり、社会福祉法第4条「地域福祉の推進」及び第107条「市町村地域福祉計画」として規定されています。

社会福祉法より抜粋

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

ここで規定されているように、地域福祉計画は市町村が定める計画ですが、その策定や変更にあたっては、住民や福祉団体等の意見を踏まえること、その内容には、地域福祉を推進するための基礎的な事項を含めることが求められています。

また、「地域福祉活動計画」を中心的に策定する社会福祉協議会は、社会福祉法第109条で次のとおり規定されています。

社会福祉法より抜粋

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

地域福祉計画では、市町村における地域福祉に関する全体的な仕組みが総合的にまとめられます。一方、地域福祉活動計画では、社会福祉協議会による地域福祉に関する具体的な施策が個々に記述されます。地域福祉を推進する両輪として、両計画の密接な連携が重要であることから、近年では下記に示す効果を狙い、2つの計画を一体化した「地域福祉計画・地域福祉活動計画」として策定することが多くなっています。

- 取組みごとに、行政と社会福祉協議会の事業が併記されるため、相互の補完関係を直接的に確認しながら、より効果的な事業設定が可能になること。
- 事業評価の段階においても、実施結果の要因分析をよりきめ細かに行えること。

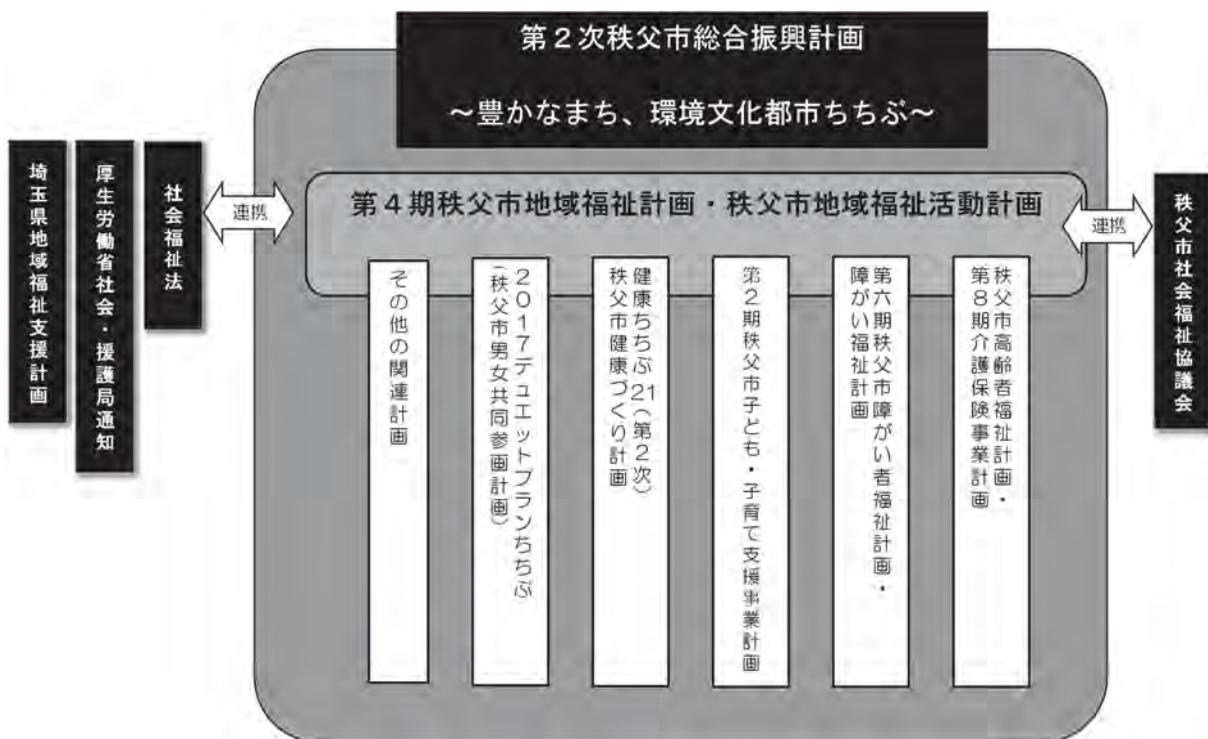
3 計画の位置づけ

本計画は、「第2次秩父市総合振興計画」を上位計画とし、高齢者、障がい者、子ども・子育てなどの福祉に関する分野別計画の整合・連携を図りながら横断的につなぐとともに、本市の地域福祉における基本方針と施策展開の方向を明らかにするものです。

「第3期秩父市地域福祉計画・地域福祉活動計画」からは、市と社会福祉協議会の連携を強化し、より効果的に地域福祉の促進を図るために「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体化し、「第3期秩父市地域福祉計画・地域福祉活動計画」として推進してきました。

「第4期秩父市地域福祉計画・地域福祉活動計画」においても、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の両計画を一体的に策定していきます。

さらに、本計画においては、高齢や障がいによって判断能力が低下した人の権利が保護される体制の充実や、地域社会に参画しながらその人らしい生活を送ることができるよう、成年後見制度利用促進基本計画を新たに策定しました。また、経済の低迷等における社会情勢の変化や、様々な要因により生活に困窮している人の自立を支援するため、生活困窮者自立支援方策についても本計画に包含し、関連する市の各個別分野計画と整合・連携を図りながら地域共生社会を目指していきます。

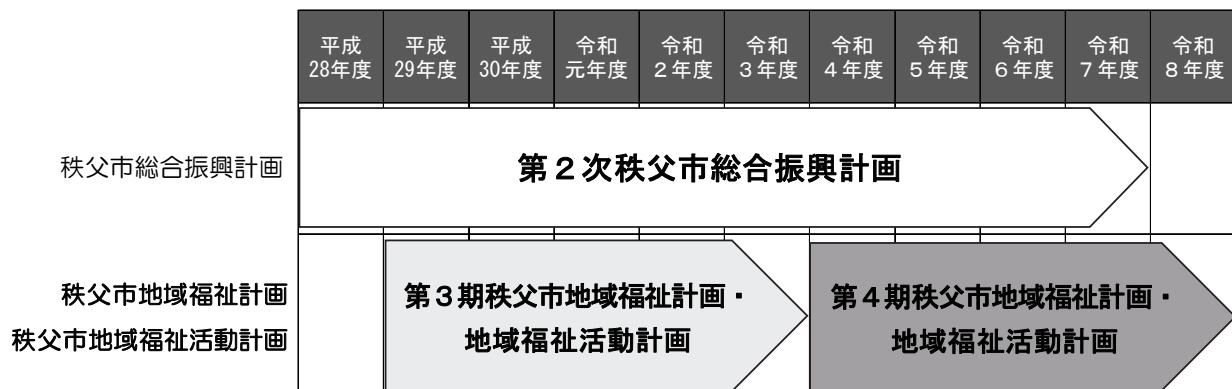


また、厚生労働省から発出された以下の通知も踏まえて策定されています。

- 平成29年「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」(厚生労働省社会・援護局 社援発1212第2号)

4 計画の期間

「第4期秩父市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の計画期間は、下図に示すとおり、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。この期間に社会情勢や市の状況、関係法制度等に著しい変化があった場合、必要に応じて見直しを行うこととします。



5 計画の策定体制

本計画の策定に先立ち、「地域福祉に関する市民意識調査」を行い、地域福祉に関する市民の意識や要望・意見等を把握し計画策定のための基礎資料としました。

また、市内の福祉関係団体に対し、団体自身の運営や地域福祉における課題、今後の活動推進のために必要とする支援等についてヒアリングを実施しました。

さらに、市民の方、地域福祉に関して識見を持つ方、保健・福祉施設・社会福祉団体の関係者からなる「秩父市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、計画内容の検討・協議を行いました。

第2章 地域福祉をめぐる秩父市の現状と課題

1 圏域について

本市は、埼玉県の北西部にあり、面積は 577.83 平方キロメートルで、埼玉県全体の約 15% を占めています。また、市域の 87% は森林で、その面積は埼玉県の森林の約 40% に相当し、ほとんどは秩父多摩甲斐国立公園や武甲・西秩父などの県立自然公園の区域に指定されている、自然環境に恵まれた地域です。市を流れる荒川は、市の中心部を東西に区分し、東部の平坦部分は市街地を形成し、商店街、住宅地などが集中しています。西部丘陵地帯にある平坦地は、水田など農業用地が多くなっています。

気候は、太平洋側内陸性気候に属しあるむね温暖ですが、盆地であるため寒暖の差が大きく、山地では夏季に雷雨が多く発生し降水量も多く、山岳地方では冬季にはかなりの積雪となります。

このように、本市は人口が集中する地域や高齢化率の高い山間部など、特色が大きく異なる地域で構成されていることから、地理的条件や日常生活等のつながりを考慮した上で、以下の 9 つの圏域を設定しています。

■圏域区分

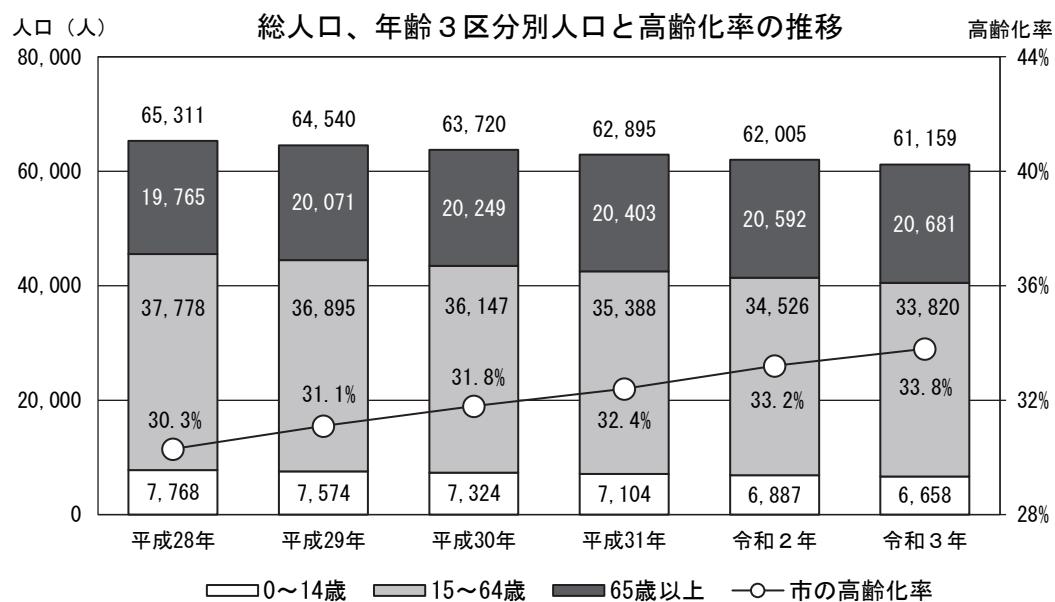
圏域名	地 区
秩父第一	宮側町、番場町、道生町、桜木町、金室町、永田町、柳田町、阿保町、大畠町 滝の上町、上宮地町、中宮地町、下宮地町、相生町、大宮（※）、大野原、黒谷
秩父第二	日野田町、野坂町、熊木町、上町、中町、本町、上野町、東町、中村町（※）、 近戸町、別所
高篠	山田、柄谷、定峰
影森	久那、上影森、下影森、和泉町、浦山
尾田蒔	寺尾、蒔田、田村
大田	太田、伊古田、品沢、堀切、小柱、みどりが丘
吉田	下吉田、吉田久長、吉田阿熊、上吉田、吉田石間、吉田太田部
荒川	荒川久那、荒川上田野、荒川日野、荒川小野原、荒川白久、荒川賛川
大滝	大滝、中津川、三峰

※「中村町」と「大宮」は、中学校区が秩父第一と秩父第二に分かれているため、本計画策定にあたり実施したアンケート調査では、「中村町」は秩父第二、「大宮」は秩父第一で集計しています。

2 統計からみる市の現状

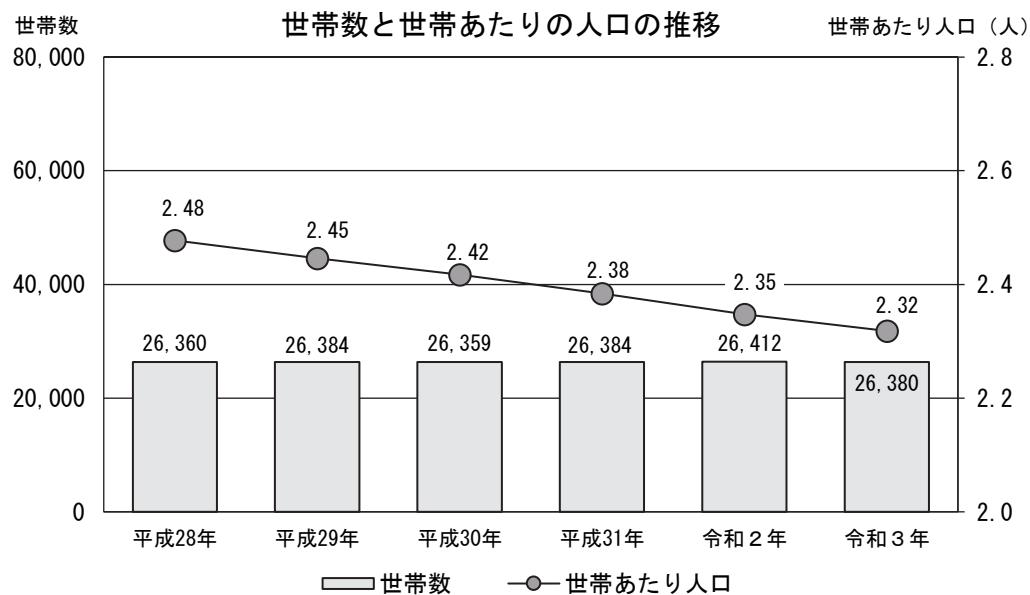
(1) 人口、世帯数、世帯当たり人口の推移

国及び埼玉県と同様、市の人口も減少基調となっています。令和3年1月1日時点の総人口は61,159人で、平成28年からの5年間で4,152人減少しました。年齢3区分別にみると、0～14歳までの年少人口が1,110人、15～64歳までの生産年齢人口が3,958人、それぞれ減少している一方、65歳以上の老人人口は916人増加しています。この結果、全人口に占める老人人口の割合（高齢化率）は、徐々に上昇し、令和3年1月1日時点で33.8%となりました。



資料：埼玉県町（丁）字別人口調査（各年1月1日現在）

また、人口が減少傾向である一方で世帯数は平成 28 年以降 26,300 世帯台を維持しており、結果として平成 28 年に 2.48 人であった世帯あたりの人口は、令和 3 年には 2.32 人と、0.16 人減少しました。

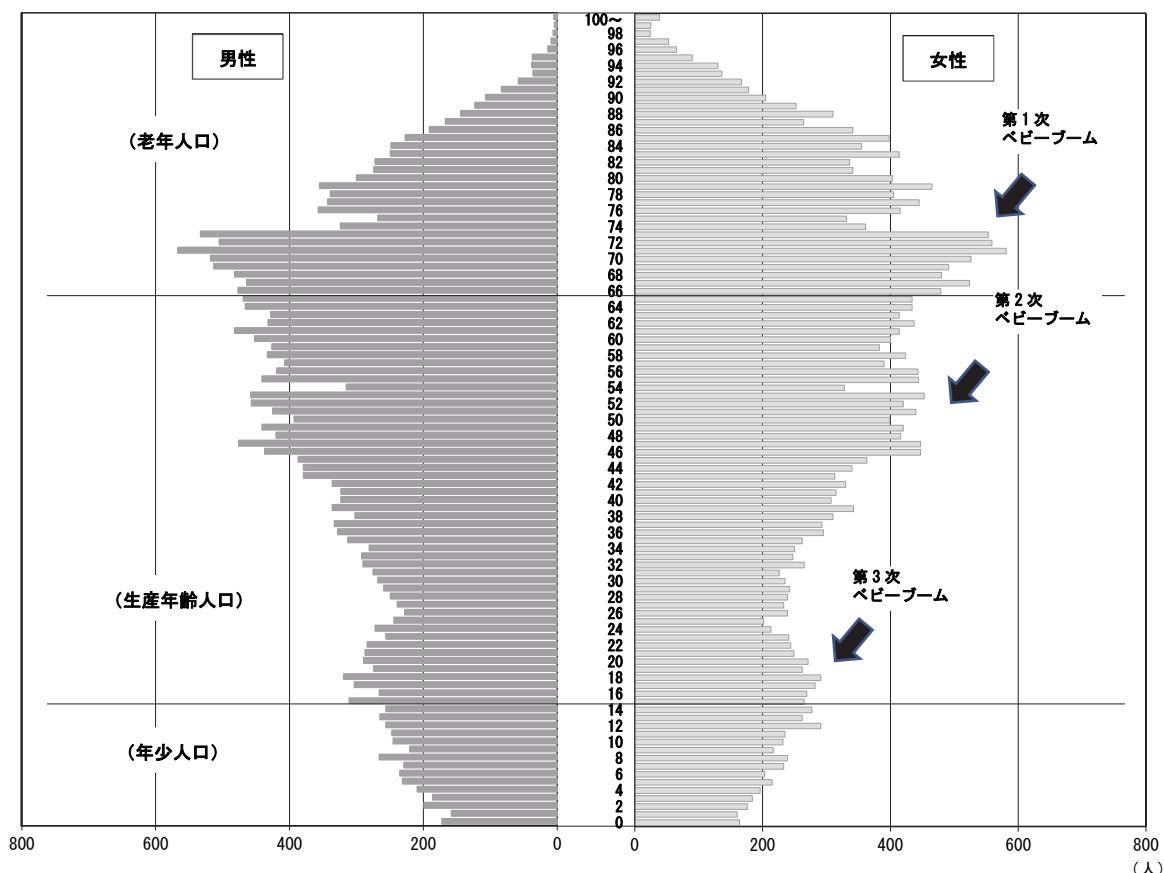


資料：埼玉県町（丁）字別人口調査（各年1月1日現在）

(2) 人口ピラミッド

年齢ごとに人口を表した人口ピラミッドは下図のとおりで、昭和 22 年～24 年に生まれた一般に「団塊の世代」と呼ばれる第 1 次ベビーブームの世代に男女とも最も大きい人口のピークがあり、その子どもたちの世代（第 2 次ベビーブームの世代）にやや小さな第 2 のピークが見られています。全国的には第 3 次ベビーブームに相当する人口のピークは明確ではありませんが、本市の場合には 10 代後半にも小さいピークがあり、これが一つの特徴となっています。

人口ピラミッド

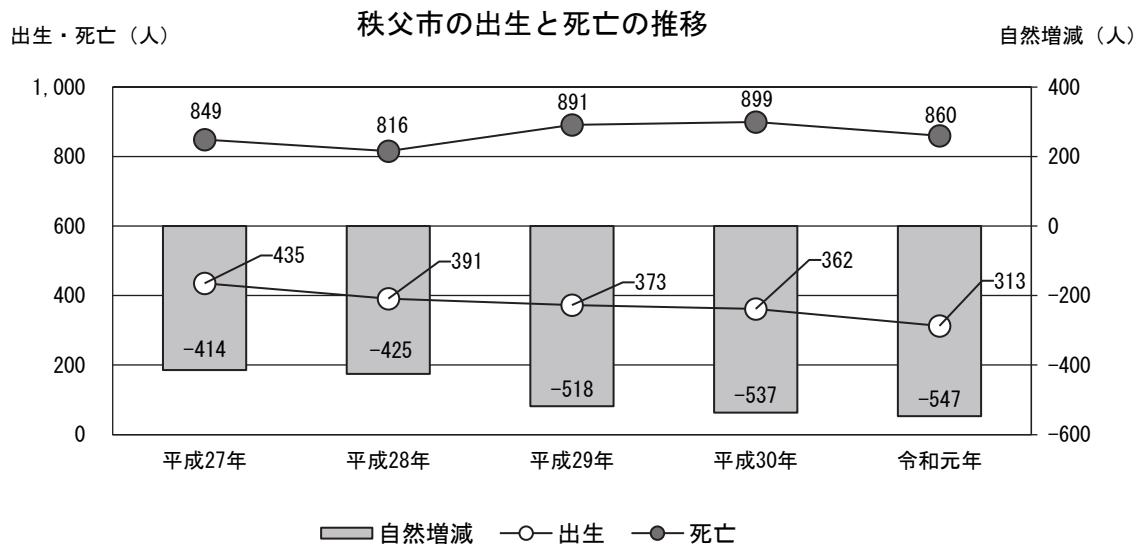


資料：埼玉県町（丁）字別人口調査（令和3年1月1日現在）

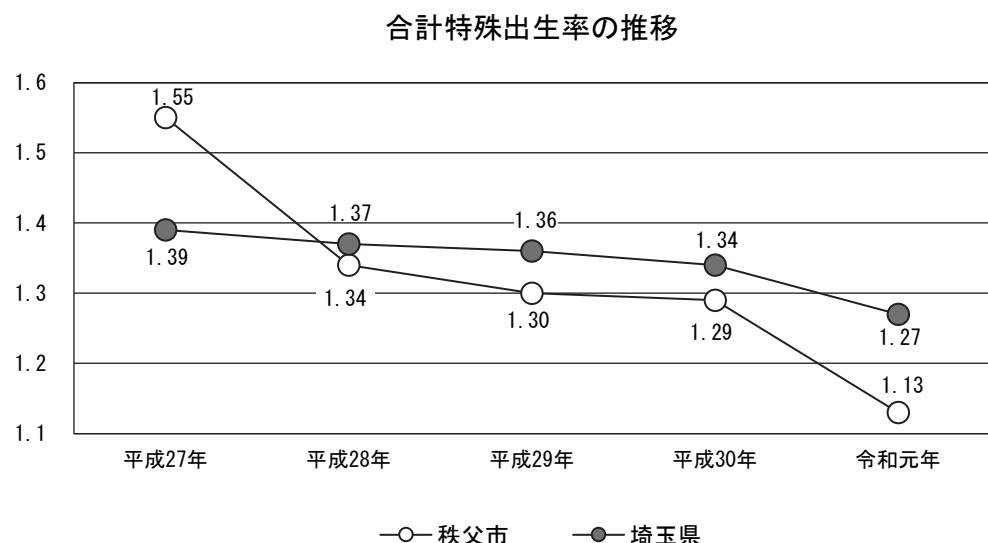
(3) 出生数・死亡数・合計特殊出生率の推移

市の出生数は年々減少している一方、死亡者は 800 人台を推移しています。人口の自然増減は、平成 29 年より 500 人台となっており、令和元年では 547 人の減少となっています。

また、市の合計特殊出生率は、年々低下する傾向となっており、令和元年は県の出生率を 0.14 下回っています。



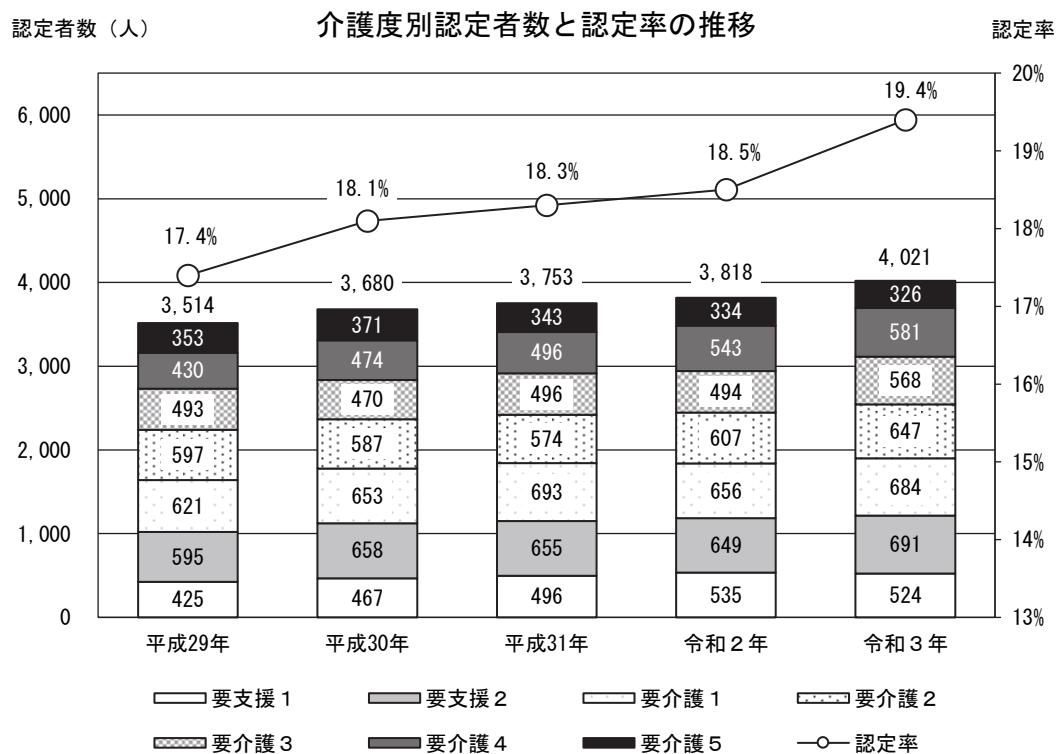
資料：埼玉県人口動態総覧



資料：埼玉県人口動態総覧

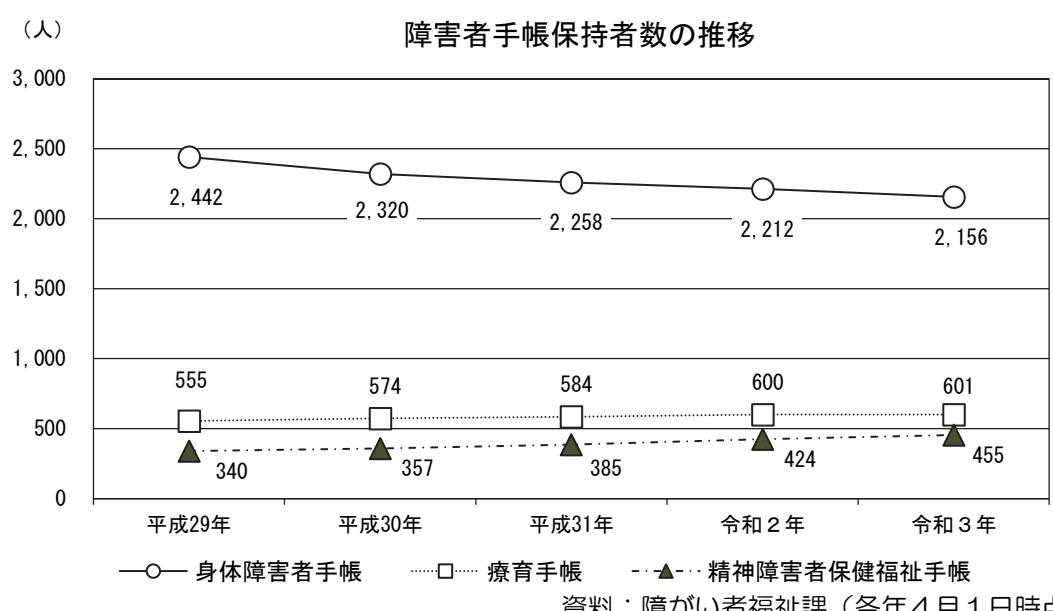
(4) 要支援・要介護認定者数の推移

高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者の総数は年々増加傾向にあり、令和3年は全体で4,021人と、平成29年から507人増加しています。それに伴い、被保険者に占める認定者の割合（認定率）でも、平成29年と令和3年を比べると、2.0%増加しています。

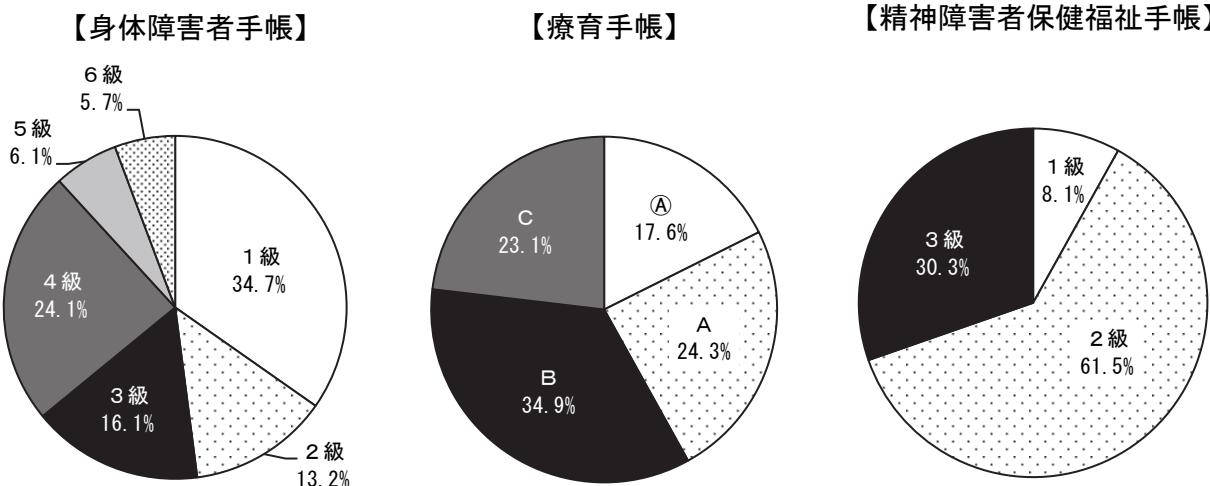


(5) 障がい者数の推移

障がい者の状況を3障がい別に手帳保持者数の推移でみると、身体障害者手帳保持者は年々減少している一方、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳保持者は増加しています。



また、令和3年4月1日時点での3障がいの手帳保持者数の等級区分別割合は、以下の円グラフに示したとおりとなっています。



資料：障がい者福祉課

(6) ひとり親家庭等医療費支給状況の推移

平成28年以降のひとり親家庭等の医療費支給状況については、平成28年と令和2年を比べると、母子家庭は40世帯、父子家庭は10世帯減少しています。

年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
母子家庭世帯数（世帯）	594	595	579	565	554
父子家庭世帯数（世帯）	58	64	60	57	48

資料：こども課（各年4月1日時点）

(7) 被保護世帯・人員の推移

被保護世帯数、被保護人員の推移については、平成29年と令和3年を比べると、被保護世帯数は12世帯、被保護人員数は77人減少しています。

年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
被保護世帯数（世帯）	551	549	536	537	539
被保護人員数（人）	753	706	675	674	676

資料：社会福祉課（各年3月31日時点）

(8) 町会運営世帯数・加入率の推移

町会加入率は年々減少する傾向が見られています。

年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年
町会運営世帯数（世帯）	24,464	24,403	24,405	24,234	24,127
世帯数（世帯）	26,384	26,359	26,384	26,412	26,380
町会加入率	92.7%	92.6%	92.5%	91.8%	91.5%

資料：総務課・埼玉県町（丁）字別人口調査（各年 1 月 1 日時点）

(9) 民生委員・児童委員数の推移

民生委員・児童委員については、合計がほぼ 200 人で推移しています。

年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年
男性（人）	93	94	94	92	94
女性（人）	108	108	108	107	108
合計（人）	201	202	202	199	202

資料：社会福祉課（各年 4 月 1 日時点）

(10) 社会福祉協議会の会員加入世帯数・加入率の推移

社会福祉協議会の会員加入世帯数は、平成 29 年と令和 3 年を比べると、578 世帯減少しています。また、加入率についても、平成 29 年と令和 3 年を比べると、2.4% 減少しています。

年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年
加入世帯数（世帯）	20,865	20,638	20,605	20,197	20,287
加入率	79.2%	78.3%	78.1%	76.5%	76.8%

資料：秩父市社会福祉協議会（各年 4 月 1 日時点）

※加入率は、小数点第 2 位を四捨五入

(11) 老人クラブ・子ども会の加入者数の推移

老人クラブの加入者数は、高齢者人口が増加している一方で、年々減少しています。また、子ども会加入者も減少傾向にあり、平成 29 年と令和 3 年を比べると、567 人減少しています。

年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年
老人クラブ加入者数（人）	5,957	5,796	5,662	5,432	5,124
子ども会加入者数（人）	5,342	5,151	4,867	4,880	4,775

資料：生涯学習課・秩父市社会福祉協議会（各年 4 月 1 日現在）

(12) ボランティア、NPO の登録者数と団体数の推移

ボランティア登録数については、個人の登録数の増加が著しく、平成 29 年と令和 3 年を比べると、29 人登録者数が増加しています。

一方、NPO 法人登録数は、平成 29 年以降で大きな増減はありません。

年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年
ボランティア登録数（人）	19	27	37	45	48
ボランティア登録数（団体）	34	35	32	32	31
NPO 法人登録数（法人）	30	30	31	29	28

資料：生涯学習課・秩父市社会福祉協議会（各年4月1日時点）

(13) 市民相談件数等の推移

相談件数は、「消費生活相談」が最も多く、また、「人権相談」については、令和 2 年では 0 件となっています。

年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
心配ごと等相談	10	48	30	23	47
市民相談	7	5	4	5	10
人権相談	15	5	4	8	0
消費生活相談	419	460	517	428	420
行政相談	38	40	59	39	28
登記相談	16	23	12	16	20
法律相談	169	179	154	180	150
税務相談	17	11	11	24	17
行政手続相談	0	2	1	1	2
不動産相談	15	22	20	21	10
女性相談	0	0	0	1	1
労働・年金相談	1	6	9	3	6
合計	707	801	821	749	711

資料：「心配ごと等相談」は秩父市社会福祉協議会、それ以外は市民生活課

(14) 避難行動要支援者対象者数の状況

平成 25 年の災害対策基本法の改正に伴い、災害時要援護者と呼ばれていた方が「避難行動要支援者」と定義され、自治体に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられました。この名簿に掲載されている対象者数は、令和3年で 2,734 人となっています。

年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年
避難行動要支援者対象者数 (人)	1,674	2,400	2,021	2,376	2,734

資料：社会福祉課（令和3年7月15日時点）



一口メモ

—避難行動要支援者—

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児など、防災施策において特に配慮を要する「要支援者」のうち、災害発生時に自ら避難をすることが困難な方で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する方のことです。そのほか、避難所などの生活に特段の配慮が必要な慢性疾患のある方、妊産婦などがあげられます。

3 アンケート調査からみる市民意識の現状

「第4期秩父市地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定の一環として、地域福祉に関する市民の意識や要望・意見等を把握するための基礎資料を得るために、前回（平成28年）に続き、市民意識調査を以下の内容で行いました。また、市内の福祉関係団体について、ヒアリング調査もあわせて実施しました。

(1) 調査の概要

本調査は、秩父市に在住の20歳以上の男女、2,000人を対象として行いました。実施概要及び回収結果は以下のとおりです。

調査対象者数

区分	調査対象者数	調査対象
20歳以上の男女	2,000人	無作為抽出

実施概要

項目	詳細
調査対象地域	秩父市全域
調査形式	アンケート調査
配布・回収方法	郵送
調査時期	令和3年9月17日～10月8日

回収結果

区分	調査票配布数	有効回収数	有効回収率
20歳以上の男女	2,000	1,207	60.4%

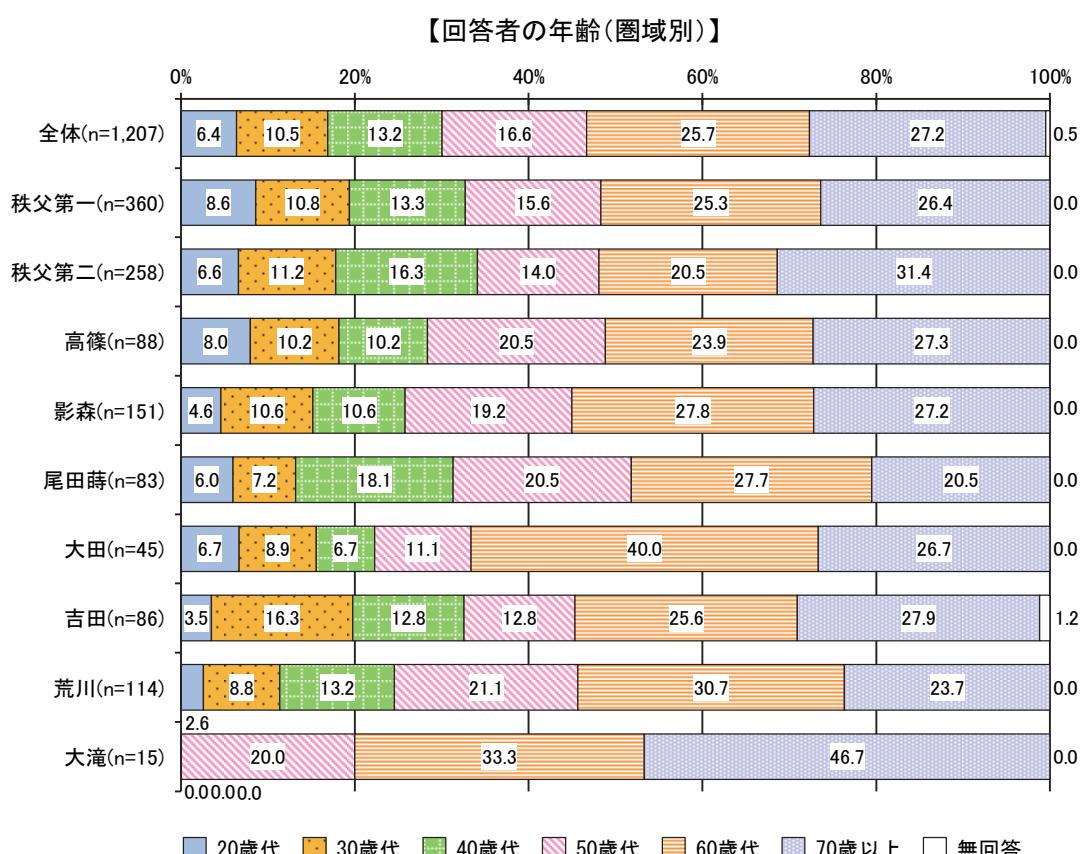
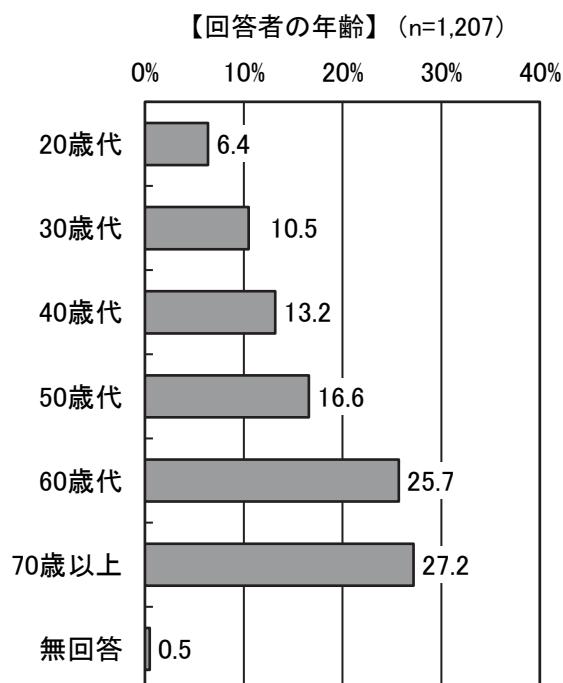
(2) 調査結果の概要

調査の結果を以下に示します。なお、以下の記載の中で、nは設問に対する回答者数を示しています。

■回答者について

アンケートの回答者の年齢では70歳以上が27.2%で最も多い年代となっています。以下60歳代が25.7%、50歳代が16.6%で続いており、全体でみた時の調査結果には高齢者の意見が反映されやすくなっていると言えます。

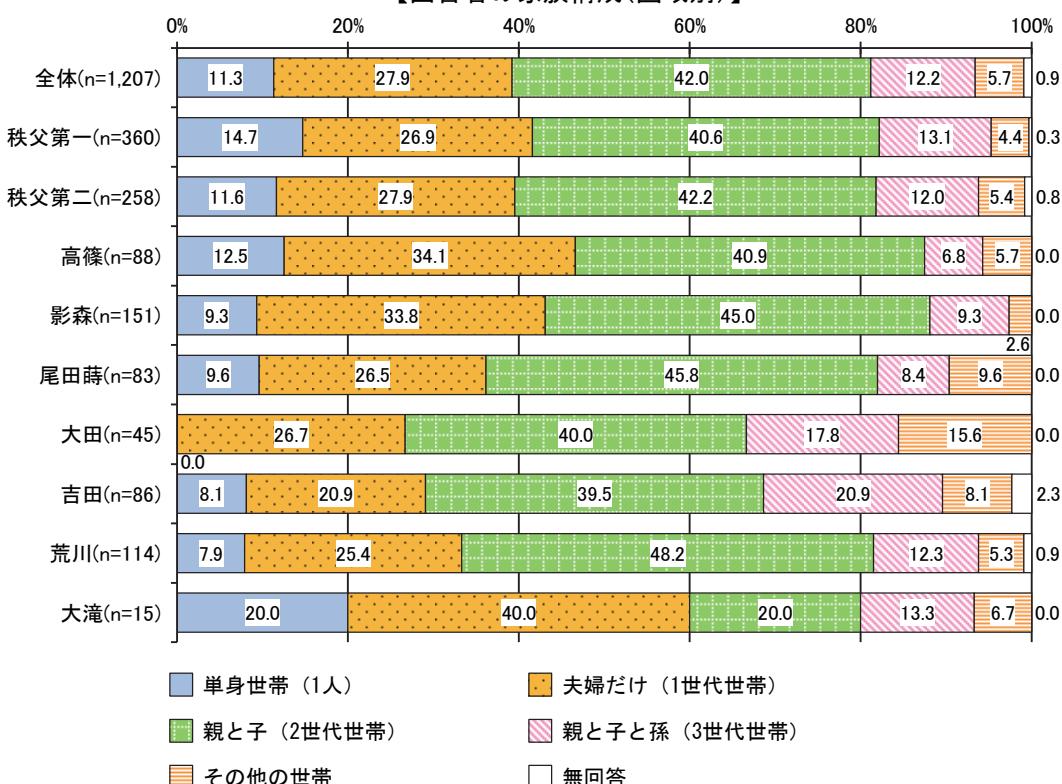
回答者の年齢を圏域別にみると、20歳代から40歳代までの割合が比較的多いのは「秩父第一」、「秩父第二」、「吉田地区」である一方で、少ないのは「大田地区」、「大滝地区」で、特に「大滝地区」では回答者の8割が60歳代以上と、高齢者の割合が大きくなっています。



※「全体」のn（回答者数）には圏域が無回答の人が含まれるため、圏域ごとのnの合計とは一致しません。

回答者の家族構成について、単身世帯をみると全体では 11.3%ですが、大田地区では 0.0%と単身世帯者は該当しない一方、大滝地区では 20.0%と高く、単身で暮らす高齢者の存在がうかがえる結果です。

【回答者の家族構成(圏域別)】

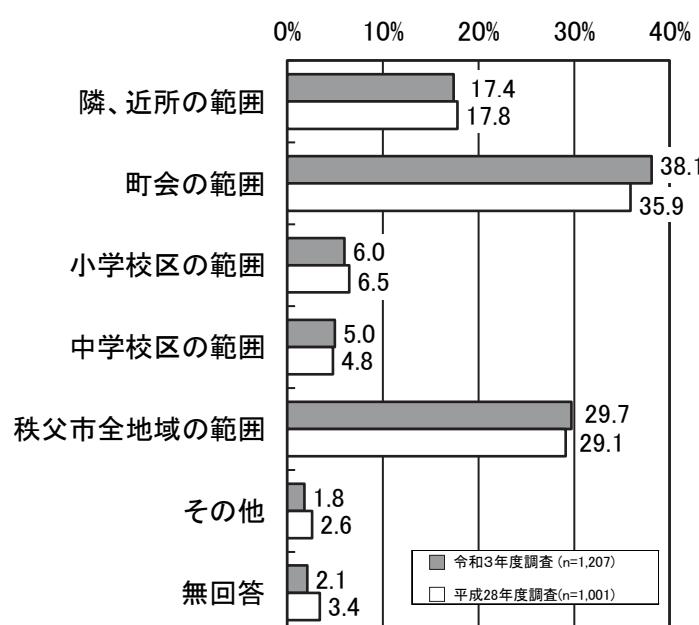


※「全体」の n (回答者数) には圏域が無回答の人が含まれるため、圏域ごとの n の合計とは一致しません。

■ 地域との関わりについて

「地域」と考える範囲は、前回調査と大きな変化はありませんでしたが、「町会の範囲」と回答した人が前回調査に比べて 2.2 ポイント増加しています。

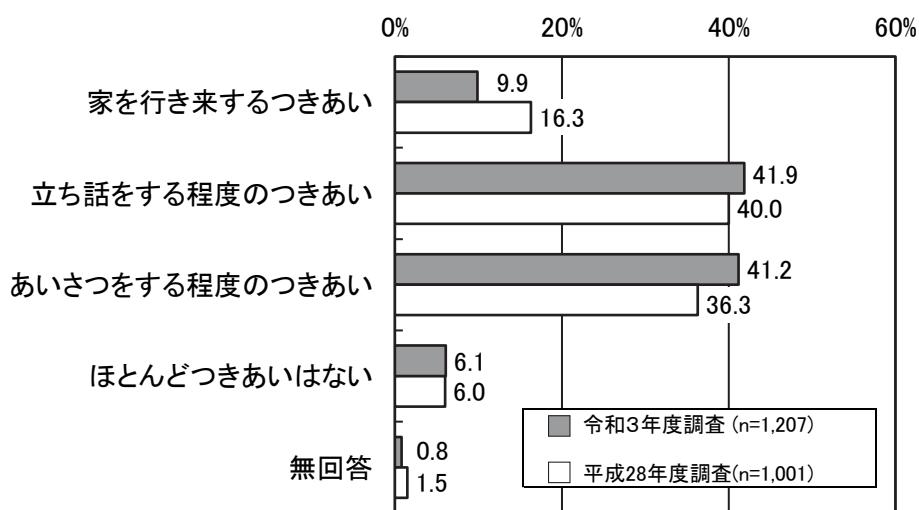
【地域と考える範囲(時系列)】



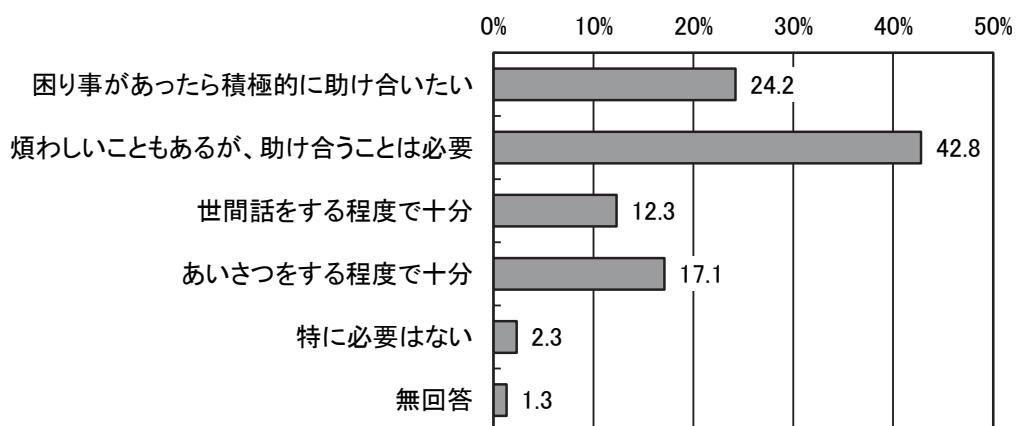
ふだんの近所の人とのつきあいの程度については、「立ち話をする程度のつきあい」の回答が41.9%と最も多く、次いで「あいさつをする程度のつきあい」、「家を行き来するつきあい」となっています。これを前回調査と比較すると、「家を行き来するつきあい」が減少する一方、「立ち話をする程度のつきあい」、「あいさつをする程度のつきあい」、「ほとんどつきあいはない」が増加しており、近所づきあいが希薄になっている様子がうかがえます。

一方、近所づきあいについての考え方では、「困り事があったら積極的に助け合いたい」と「煩わしいこともあるが、助け合うことは必要」と、近所づきあいを積極的・肯定的に考える人の合計は6割以上となっています。

【ふだんの近所づきあい(時系列)】



【近所づきあいについての考え方】(n=1,207)



住んでいる地域の問題や課題として、「地域住民の減少・高齢化」をあげた人が全体の65.1%と突出して多く、次いで「医療体制」が29.9%、「道路の整備」が24.7%となっています。

下表では、回答の割合が高かった上位10項目について、地区別での回答の割合を示しています。結果をみると、「地域住民の減少・高齢化」、「医療体制」、「買い物弱者対策」、「公園など子どもの遊び場」、「古いしきたり」、「地域の人たちとのつきあい方」、などは、特に地域差が大きいことが分かります。

【住んでいる地域で感じる問題や課題(圏域別)】※複数回答

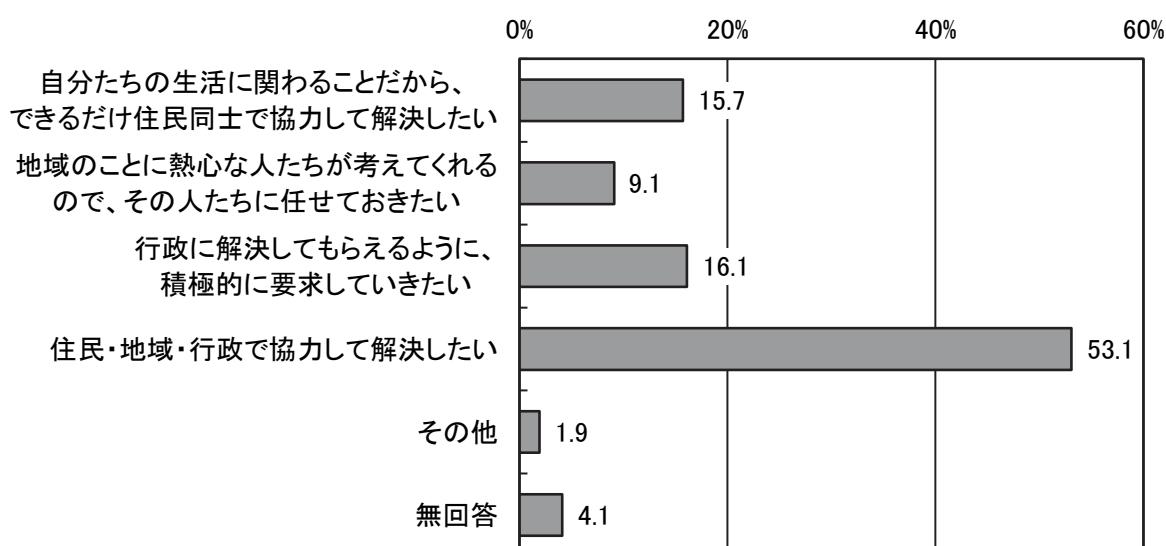
(%)

	全体	秩父第一	秩父第二	高篠	影森	尾田蒔	大田	吉田	荒川	大滝
回答者数(人)	1,207	360	258	88	151	83	45	86	114	15
地域住民の減少・高齢化	65.1	52.5	68.6	67.0	61.6	69.9	77.8	75.6	81.6	93.3
医療体制	29.9	23.6	30.6	34.1	31.8	30.1	37.8	40.7	29.8	46.7
道路の整備	24.7	25.0	24.0	27.3	24.5	24.1	22.2	19.8	28.9	26.7
買い物弱者対策	22.1	15.8	12.8	22.7	19.9	30.1	42.2	44.2	34.2	33.3
公園など子どもの遊び場	20.9	21.7	20.9	21.6	29.1	22.9	13.3	17.4	14.0	0.0
古いしきたり	18.5	16.7	9.7	31.8	9.9	33.7	24.4	27.9	24.6	13.3
防犯対策	18.5	17.5	19.8	20.5	19.2	18.1	17.8	19.8	14.9	26.7
高齢者の生きがいづくり	16.5	16.7	15.5	19.3	19.2	13.3	26.7	14.0	14.0	13.3
地域の人たちのつきあい方	16.1	14.2	15.1	12.5	13.2	18.1	13.3	24.4	25.4	13.3
交通安全対策	13.2	14.7	10.5	12.5	14.6	16.9	8.9	15.1	11.4	13.3

※「全体」の回答者数には圏域が無回答の人が含まれるため、圏域ごとの回答者数の合計とは一致しません。

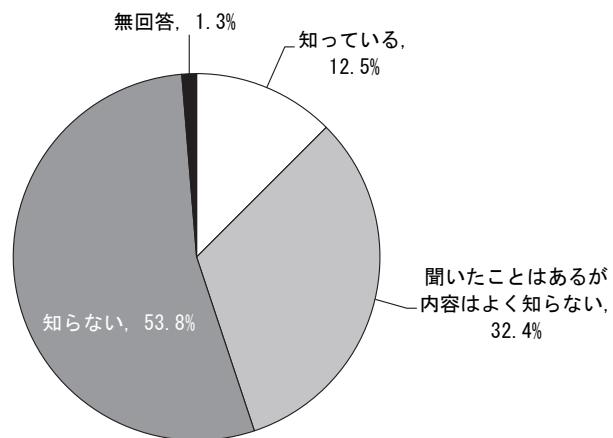
住んでいる地域で困っていることや問題について、「住民・地域・行政で協力して解決したい」が53.1%と最も高く、次いで「行政に解決してもらえるように、積極的に要求していきたい」、「自分たちの生活に関わることだから、できるだけ住民同士で協力して解決したい」が続いています。

【地域の困りごとを解決するためによいと思う方法】(n=1,207)



「避難行動要支援者制度」の認知度については、「知っている」が12.5%となっています。

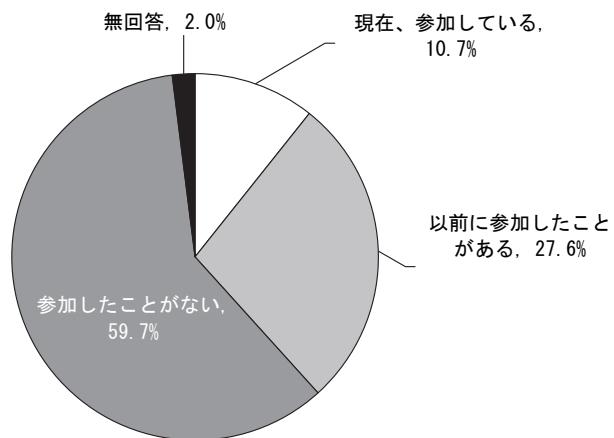
【「避難行動要支援者制度」の認知度】(n=1,207)



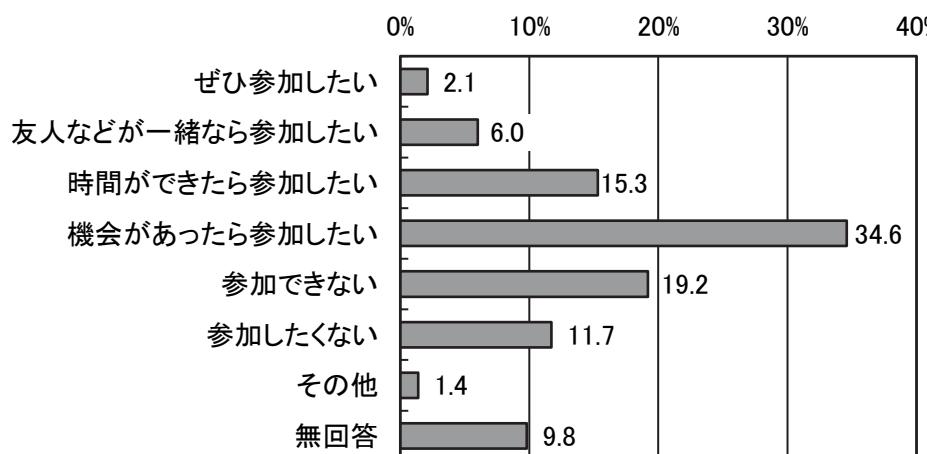
■ボランティア活動について

ボランティア活動に参加経験のある人は4割近くいます。また、現在ボランティア活動に参加していない人のうちの半数は、条件が整えばボランティア活動に参加したいと回答しています。

【ボランティア活動への参加経験】(n=1,207)



【ボランティア活動に以前に参加、または参加したことがない人の参加意向】(n=1,054)

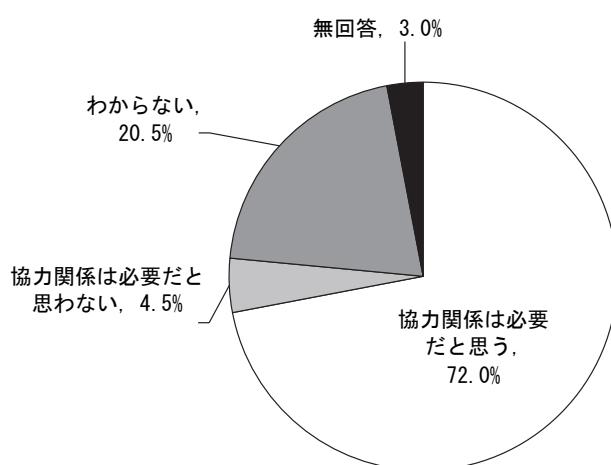


■地域福祉の考え方について

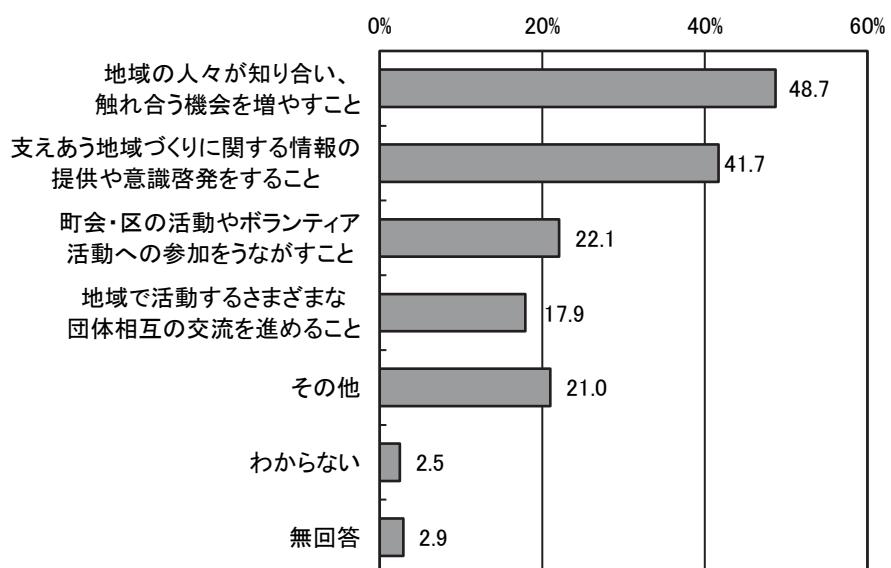
地域生活で起こる問題に対して、住民相互の自主的な協力関係が必要と考える人は7割となっています。

また、住民同士が支え合う地域づくりに必要なこととして、「地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすこと」の回答が多く、「支えあう地域づくりに関する情報の提供や意識啓発すること」が続いている。お互いを知る機会づくりと、支えあいの地域をつくることについての意識の醸成が重要視されているという結果です。

【地域の問題に対する住民協力の必要性についての考え方】(n=1,207)

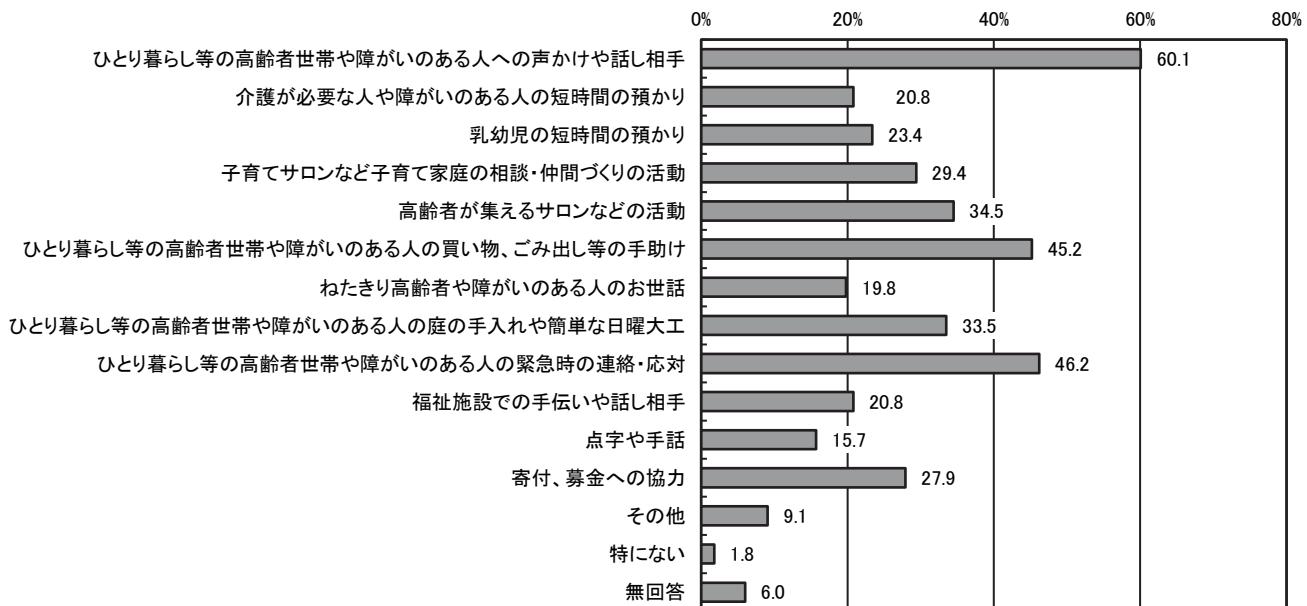


【住民同士が支えあう地域づくりのために必要と思うこと】※複数回答 (n=1,207)



地域で安心して暮らし続けるために必要な、市民やボランティアなどによる支援活動としては、「ひとり暮らし等の高齢者世帯や障がいのある人への声かけや話し相手」、「ひとり暮らし等の高齢者世帯や障がいのある人の買い物、ごみ出し等の手助け」、「ひとり暮らし等の高齢者世帯や障がいのある人の緊急時の連絡・応対」などの回答が多くなっています。

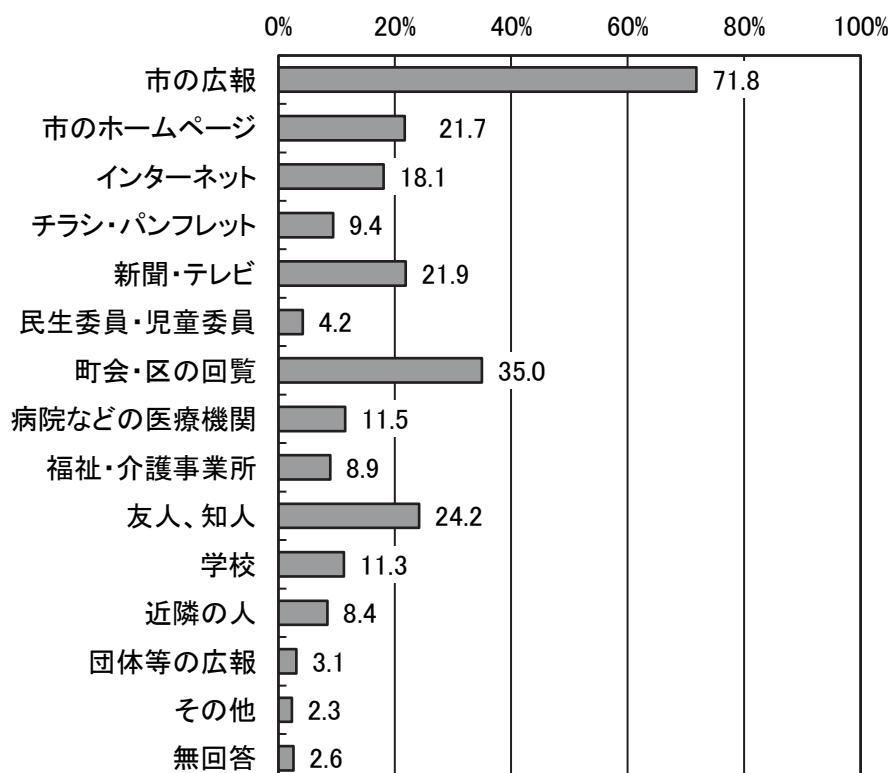
【地域で安心して暮らし続けるために必要な市民などの支援活動】※複数回答 (n=1,207)



■福祉サービスについて

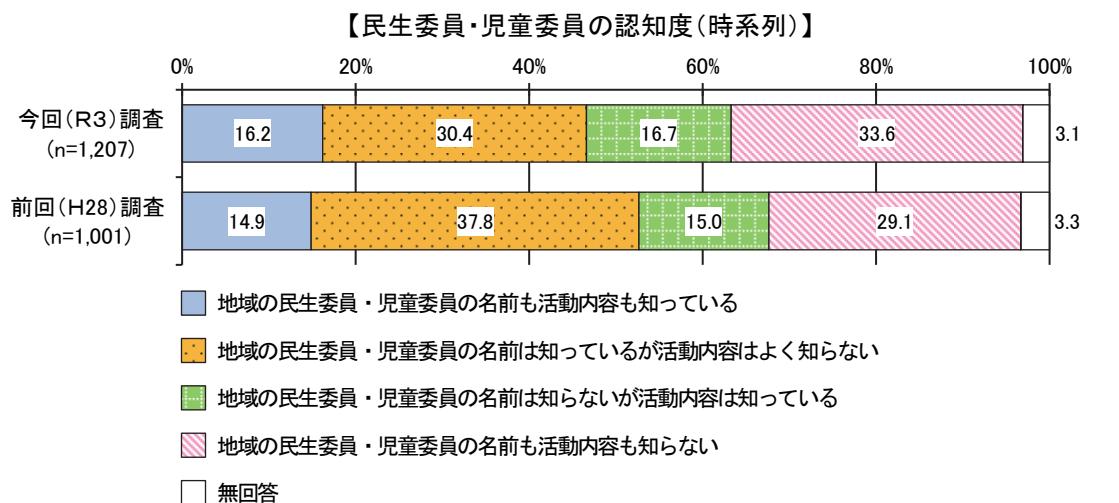
保健・福祉情報の入手元としては、「市の広報」、「町会・区の回覧」、「友人、知人」などの回答が多くなっています。

【保健や福祉情報の入手元】※複数回答 (n=1,207)



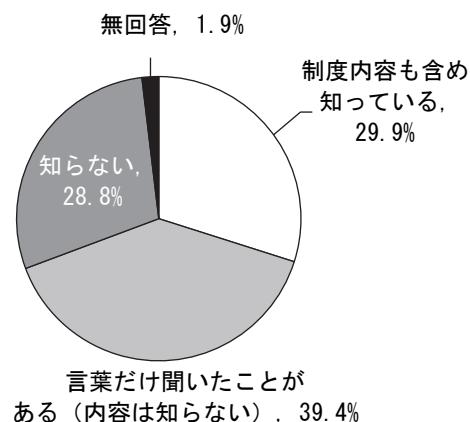
■福祉に関する団体や制度の認知度について

民生委員・児童委員とも、認知は進んでいません。今回調査では「地域の民生委員・児童委員の名前も活動内容も知らない」が33.6%と、前回調査より4.5%増加しています。

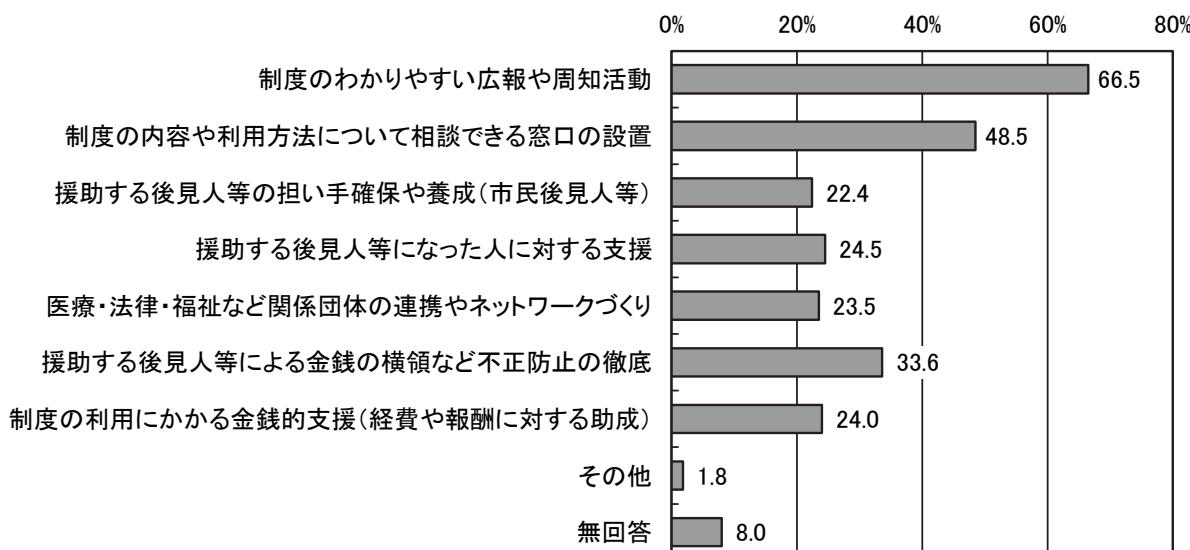


成年後見制度の認知度について、「制度内容も含め知っている」が約3割となっており、また、利用促進・充実を図っていくために必要なこととしては、「制度のわかりやすい広報や周知活動」、「制度の内容や利用方法について相談できる窓口の設置」、「援助する後見人等による金銭の横領など不正防止の徹底」などが多く回答されました。

【成年後見制度の認知度】(n=1,207)

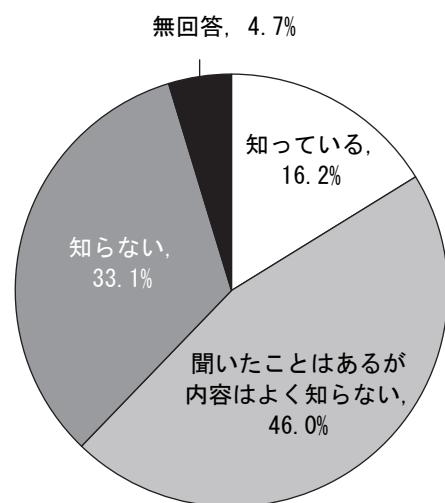


【成年後見制度の利用促進・充実を図っていくために必要なこと】※複数回答 (n=1,207)

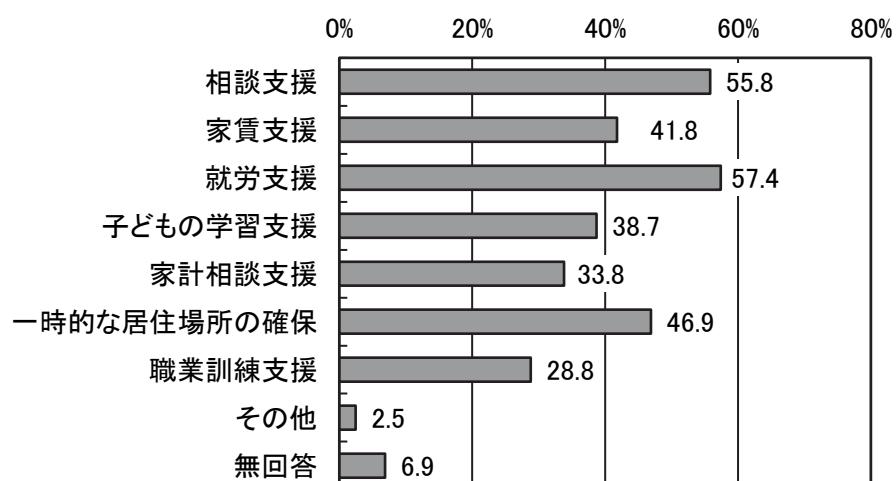


今回調査より新規設問として追加された、生活困窮者自立支援制度の認知度について、「聞いたことはあるが内容はよく知らない」と「知らない」を合わせた『知らない』が約8割と周知は進んでいません。また、経済的に困窮し、最低限の生活を維持することが困難になった場合に必要だと思う支援については、「就労支援」が57.4%と最も多く、次いで、「相談支援」が55.8%、「一時的な居住場所の確保」が46.9%と続いています。

【生活困窮者自立支援制度の認知度】(n=1,207)



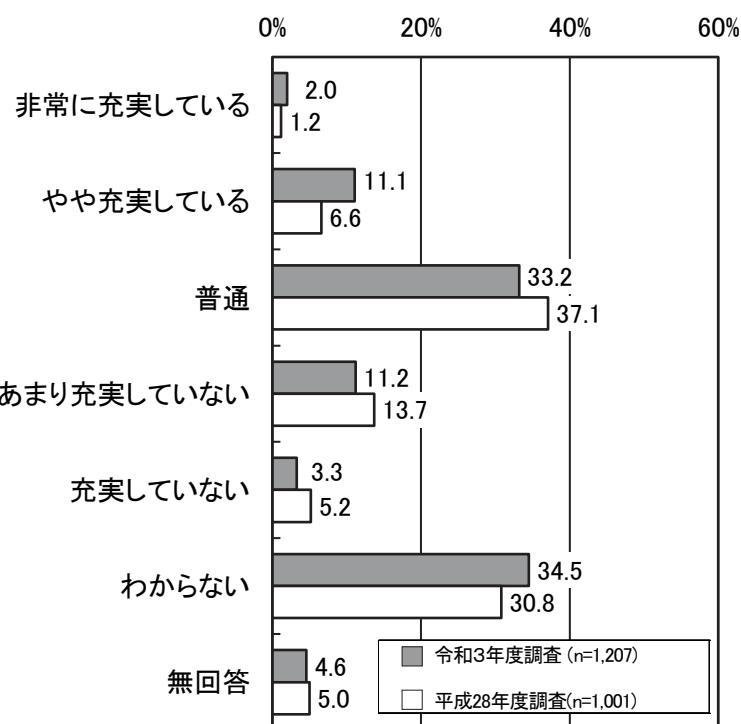
【生活困窮者に必要な支援】※複数回答 (n=1,207)



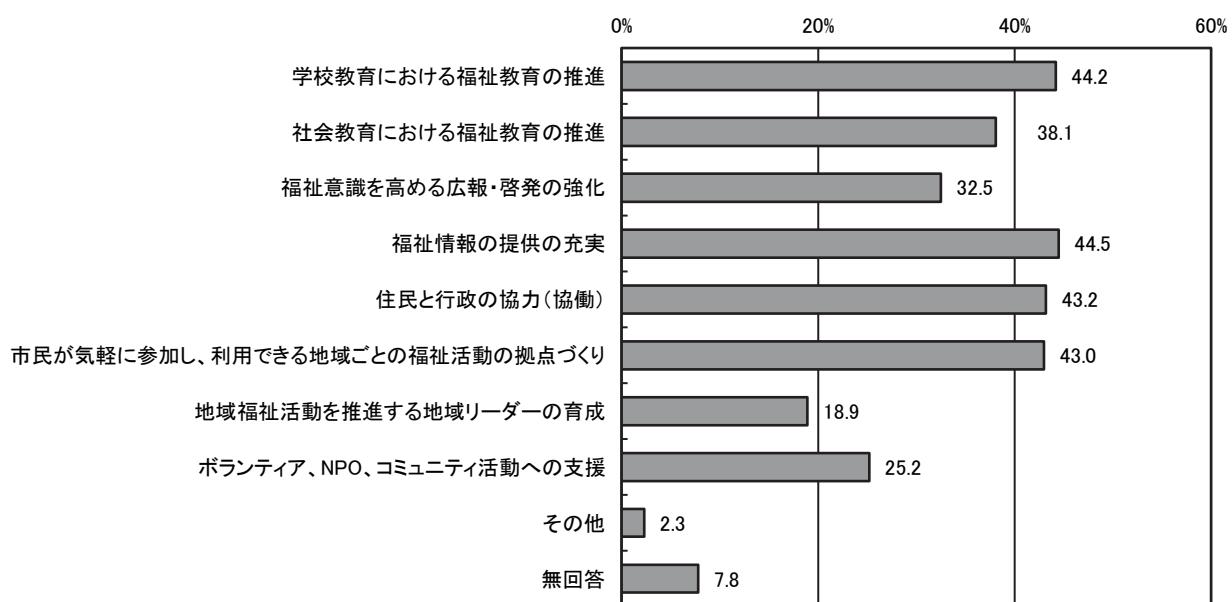
■これからの福祉のあり方について

市の福祉について感じていることでは、前回調査と比べると、「非常に充実している」が0.8ポイント、「やや充実している」が4.5ポイント上がっています。また、地域福祉を推進するために必要なことでは、「福祉情報の提供の充実」、「学校教育における福祉教育の推進」、「住民と行政の協力（協働）」、「市民が気軽に参加し、利用できる地域ごとの福祉活動の拠点づくり」、などの回答が多く得られました。

【市の福祉について感じていること(時系列)】※3つ選択(n=1,207)



【地域福祉を推進するために必要なこと】※複数回答(n=1,207)



4 ヒアリング結果からみる福祉団体の現状

市内の福祉に携わる団体へのヒアリングとして、予め質問を記載したヒアリングシートを送付し、以下の40の団体から回答をいただきました。

団体名	団体名	団体名
Color's	秩父市障がい者団体連絡協議会	埼玉骨髄バンク推進連絡会
ジョイハート	社会福祉法人みなみの福祉会	秩父市青少年育成協議会
ちちぶ広域手話学習会	社会福祉法人織船会	秩父市赤十字奉仕団
ちちぶ広域聴覚障害者協会	社会福祉法人清心会さやかグループ	秩父市老人クラブ連合会
パソコンボランティア秩父	社会福祉法人秩父市社会福祉事業団	秩父手話サークル
NPO 法人パレット秩父	社会福祉法人秩父正峰会	秩父地区更生保護女性会
フラグループ ロケラニ	社会福祉法人秩父福祉会	秩父地区保護司会
フラバーズ	認定 NPO 法人森の ECHICA	社会福祉法人藤香会
ほっとラインちちぶ	社会福祉法人くわの実会	
紙ふうせん	子どもの放課後を豊かにする会	
医療法人全和会	精神保健ボランティアグループ ひこばえ	
映像クラブ秩父	太鼓大好きどこんこクラブ	
吉田交通安全母の会	太田部の四季を楽しむ会	
荒雲会	秩父交通安全母の会	
武蔵野友の会秩父最寄	秩父子育て応援団	
アシスト秩父	秩父市くらしの会	

回答内容は以下のとおりまとめられました。

活動上の課題

「会員の減少や人材の不足」と「会員、利用者の高齢化」を指摘した団体が特に多くなっています。その他では、「活動の制限」や「運営・活動資金」などが課題としてあがっています。

連携上の課題

連携上の課題では、「連携団体の足並みがそろわない」、「情報、意識の共有」など、団体ごとに回答が異なっています。

地域の福祉課題

「行政、団体との連携」、「人材の確保」などが多く上がっています。また「市民の関心、理解の低さ」、「入所施設の減少、老朽化」と指摘している回答もありました。

市や社協へのご意見・ご要望など

「行政による物的、人的な支援」、「資金面での支援」、「住民によりそった支援」、「明るく相談しやすい行政の窓口」など、様々な回答となりました。

質問内容ごとの主な回答は以下のとおりとなっています。

No.	質問内容	主な回答 () 内の数字は団体数
1	団体の活動上の困りごと、課題	<ul style="list-style-type: none"> ・会員、利用者の減少や人材不足 (16) ・会員、利用者の高齢化 (14) ・活動の制限 (11) ・運営・活動資金 (6) ・活動拠点の狭隘・老朽化 (4) ・有意義な支援につながっていない (3) ・市民の関心が薄い (2) ・その他（正しい情報の提供、利用期間の制約、医療との連携、新型コロナ対策など）
2	連携関係上の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・連携団体の足並みがそろわない (4) ・情報、意識の共有 (4) ・活動制限に伴う連携・情報交換の不足 (4) ・人材不足 (3) ・行政の施策 ・一部団体の高齢化によって生じる差異 ・その他（日程の調整、手話が通じない、正しい情報発信など）
3	地域の福祉の問題点、課題	<ul style="list-style-type: none"> ・行政、団体との連携 (8) ・人材の確保 (7) ・地域全体の高齢化 (5) ・運営・活動資金 (3) ・活動制限に伴う関わりの減少 (3) ・活動の指針となるビジョンがない (2) ・柔軟で多様な情報収集、発信をする (2) ・市民の関心、理解の低さ (2) ・入所施設の減少、老朽化 (2) ・個人情報保護、守秘義務がネックになる ・市の委託先を利用する時の規則の問題 ・その他（サービス提供の限界など）
4	秩父市や市社会福祉協議会へのご意見・ご要望・ご提案	<ul style="list-style-type: none"> ・行政による物的、人的な支援 (5) ・資金面での支援 (3) ・活動拠点の提供 (3) ・住民によりそった支援 (2) ・明るく相談しやすい行政の窓口 (2) ・行政からの、市民・他団体への紹介 (2) ・情報交換の場の提供 ・その他（地産地消の強化、限界集落支援の仕組み、での広場の継続、手話を用いての情報発信）

5 第3期計画の推進状況

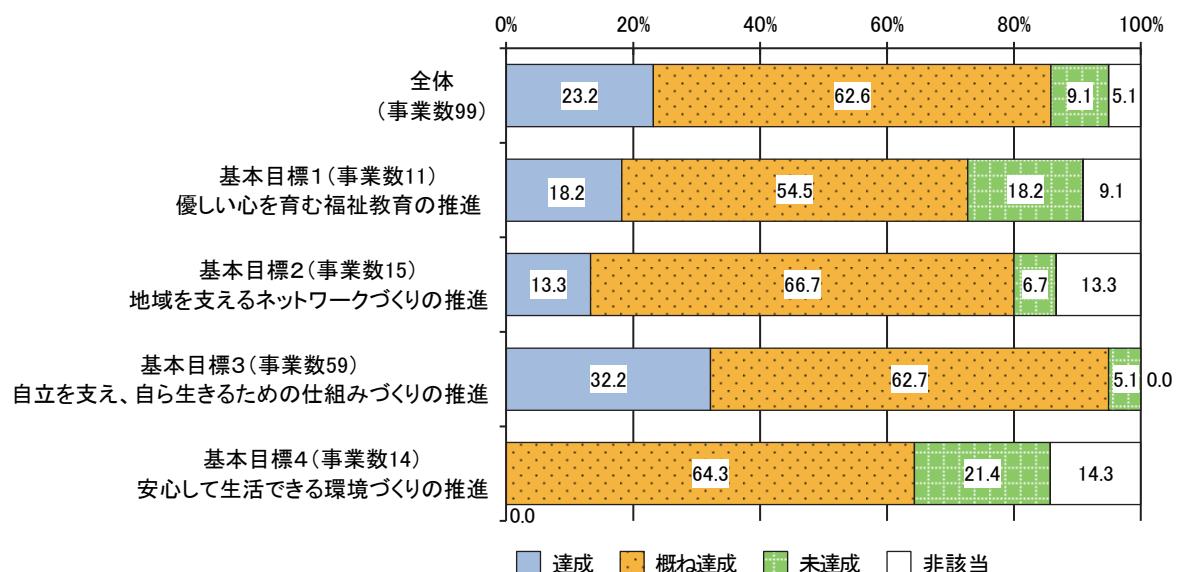
(1) 第3期の地域福祉計画の推進状況

第3期の地域福祉計画の事業の推進状況と今後の進め方について、担当部門による評価を行いました。その結果、全体で8割台半ばの事業が「達成」または「概ね達成」と評価されましたが、基本目標4「安心して生活できる環境づくりの推進」では、未達成の事業の割合が2割を超え、課題を残す結果となっています。

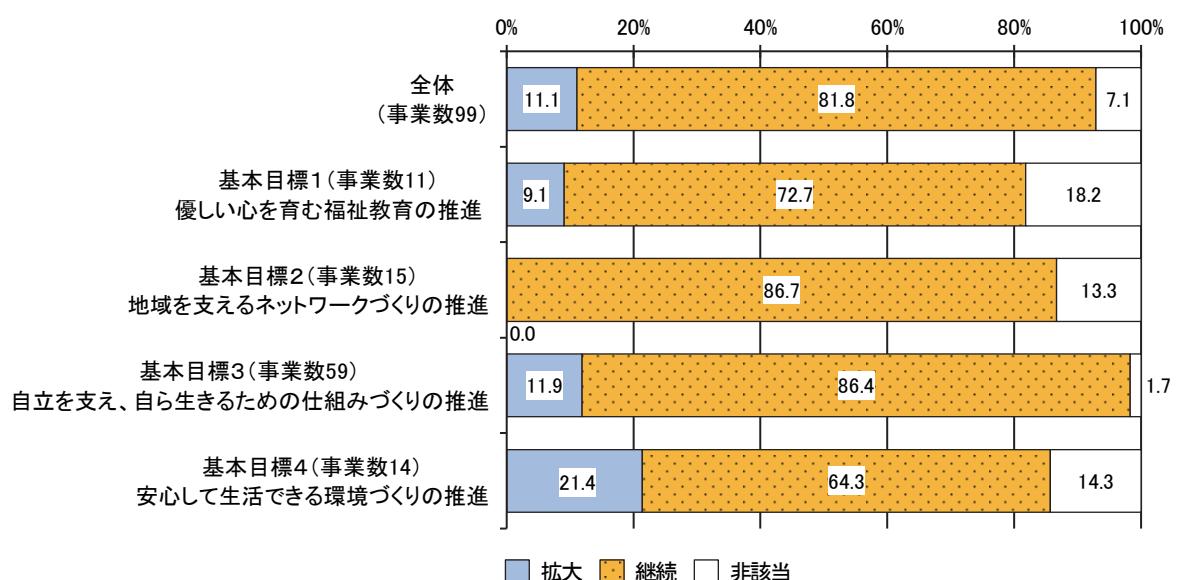
また、今後の事業の進め方では、基本目標2「地域を支えるネットワークづくりの推進」が事業の拡大は行わない結果となる一方、基本目標4「安心して生活できる環境づくりの推進」では2割を超える事業を拡大していく方向となっています。

■第3期地域福祉計画（平成28年度～令和3年度）

【推進状況】



【今後の事業の進め方】



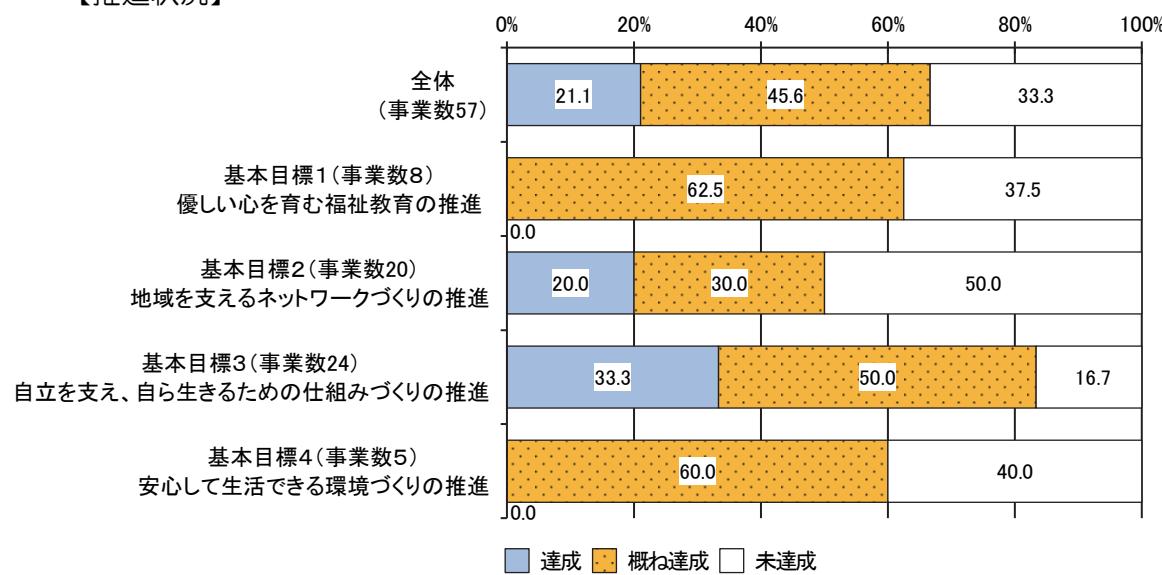
(2) 第3期の地域福祉活動計画の推進状況

第3期の地域福祉活動計画についても、事業の推進状況と今後の進め方について、担当部門による評価を行いました。その結果、全体で約7割の事業が「達成」または「概ね達成」、残る3割の事業は「未達成」となりました。特に基本目標2「地域を支えるネットワークづくりの推進」は5割の事業が「未達成」となっています。

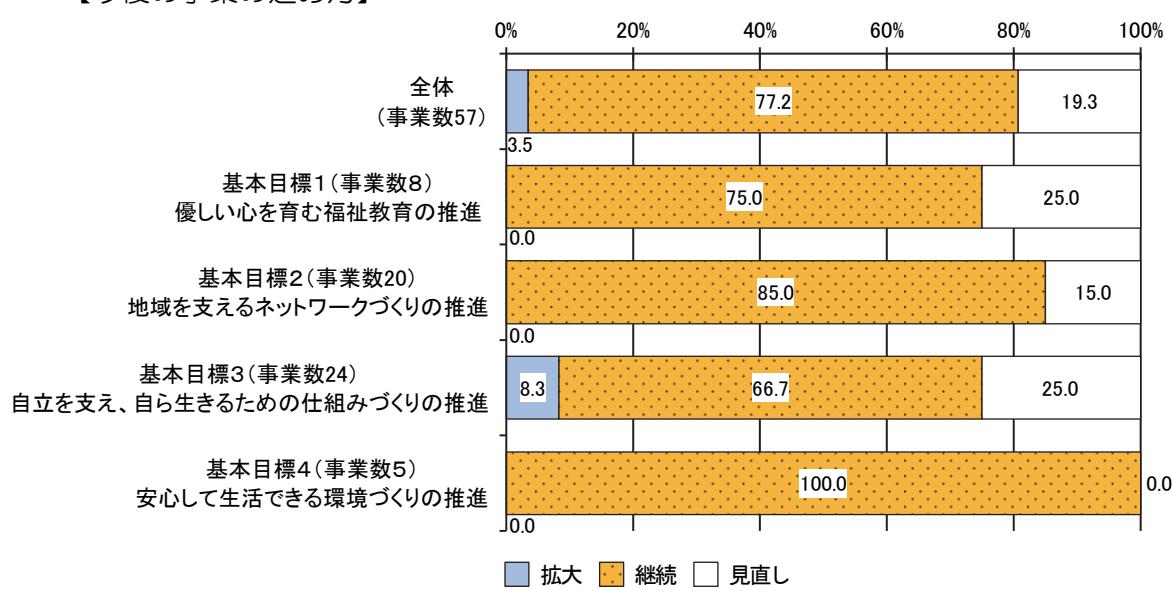
また、今後の事業の進め方では、基本目標3「自立を支え、自ら生きるための仕組みづくりの推進」で2つの事業が「拡大」の判断となっています。

■第3期地域福祉活動計画（平成29年度～令和3年度）

【推進状況】



【今後の事業の進め方】



6 地域福祉をめぐる秩父市の課題

各種の統計や市民アンケート、団体ヒアリング調査並びに第3期秩父市地域福祉計画、第3期地域福祉活動計画の推進状況などから、地域福祉を取り巻く市の現状と課題を、「地域のつながり」、「高齢者・障がい者」、「子ども」、「地域福祉の推進」それぞれの切り口で整理しました。

(1) 地域のつながりに関する課題

○町会加入率は年々減少していますが90%台を推移しています。アンケート調査では、「地域」として捉える範囲を「町会」とする人が、38.1%となっており、平成28年に実施された前回調査から2.2ポイント増加しています。また、地域生活で起こる問題に対して、住民相互の自主的な協力関係が必要と考える人は7割となっており、地域の中で、互いに支えあいを行うことができる仕組みの構築や活動への支援が求められています。

○ふだんの近所の人とのつきあいの程度については、「立ち話をする程度のつきあい」との回答が4割と最も多く、前回調査と比較すると、近所づきあいが若干、希薄になっている様子がうかがえます。その一方で、近所づきあいについて、「困り事があったら積極的に助け合いたい」と「煩わしいこともあるが、助け合うことは必要」といった、近所の人とのつきあいを積極的、肯定的に考える人の合計は約7割となっています。近所づきあいが「特に必要はない」と考える人はほとんどいませんでした。地域住民同士がお互いを気にかけたり、地域の中でできることなど、近所づきあいのきっかけづくりを進めていくことも必要です。

○地域福祉活動の中核を担う民生委員・児童委員の認知度は、前回調査と比べても広がっているとは言えません。今後は、具体的な活動内容についての理解を深めていく機会や活動が必要となります。

(2) 高齢者・障がい者に関する課題

○市の65歳以上の高齢者の人口は年々増加しており、高齢化率も30%台を推移しています。また、要支援・要介護の認定者の割合である認定率も年々増加しており、引き続き、介護予防・重度化防止のための取組を推進し、状態の悪化を防止するとともに健康寿命の延伸を目指す必要があります。

団体へのヒアリング調査でも、地域の課題として多くの団体が「会員、利用者の高齢化」と回答しています。

○障がい者の状況を手帳保持者数の推移でみると、身体障害者手帳保持者は年々減少している一方、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳保持者は、ゆるやかに増加しています。

○アンケート調査での、地域で安心して暮らし続けるために必要な、市民やボランティアなどによる支援活動として、“ひとり暮らし等の高齢者世帯や障がいのある人への”「声かけ」、「買い物・ごみ出しなどの手助け」、「緊急時の連絡・応対」、など高齢者や障がい

のある人への支援に関する回答が多く、また、このような活動への参加意欲についても「やってみたい」の回答が3割から4割ありました。こうした意識を市民の協働により行われる継続的な活動として具体的に定着させるための支援が求められます。

○避難行動者支援制度の認知度について、アンケート調査では「知らない」が5割台半ばと今後も周知活動が必要になっています。

(3) 子どもに関する課題

○15歳未満の年少人口は、減少傾向となっており、子ども会の加入者数も減少が進んでいます。

○アンケート調査では、住んでいる地域の問題や課題として「公園など子どもの遊び場」との回答が20.9%で第5位となりましたが、地域別にみると、影森地区では29.1%、大滝地区では0.0%と、地域差が大きくなっています。

○地域で安心して暮らし続けるために必要な、市民やボランティアなどによる支援活動について、「子育てサロンなど子育て家庭の相談・仲間づくりの活動」が前回調査よりも回答が多くなっています。

○安心・安全に過ごすことができる環境の整備を進めるとともに、既存の子育て支援事業等を上手に活用していくながら、コミュニケーションやつながりの創出を推進することが重要となります。

(4) 地域福祉の推進に関する課題

○アンケート調査では、地域福祉を推進するために必要なこととして、「福祉情報の提供の充実」、「学校教育における福祉教育の推進」、「住民と行政の協力」などの回答が多く得られました。

○保健・福祉情報の入手元としては、「市の広報」、「町会・区の回覧」、「友人、知人」などが上位となっており、今後も、市民目線を意識した福祉情報の提供方法の検討が必要です。

○成年後見制度の認知度について、「言葉だけ聞いたことがある（内容は知らない）」が約4割となっており、利用促進・充実を図っていくために必要なことでは、「制度のわかりやすい広報や周知活動」の回答が最も多くなっているため、今後は、より効果的な制度の広報や周知活動を行っていくことが課題となります。

○生活困窮者自立支援制度の認知度について、「聞いたことはあるが内容はよく知らない」が約5割となっており、必要と思う支援内容としては、「就労支援」、「相談支援」、「一時的な居住場所の確保」などに多くの回答が寄せられています。今後は、様々な課題を抱えて生活に困窮している人々の課題解決に向け、地域における生活困窮者の把握を進め、市、社協、市民及びボランティア団体等が協力して、一人ひとりへの適切な支援の実施と自立に向けた支援体制を整えていく必要があります。

第3章 計画の概要

1 株父市の目指す地域福祉と基本理念

第3期株父市地域福祉計画では、次の3つを「将来の地域像」として掲げ、その実現に向け基本となる理念と目標を設定しました。

将来の地域像

- 家庭・学校・地域・行政等の連携により、子どもが人権を尊重され健やかに育っています。また、性別や年齢にかかわらず、多くの地域の人が子育てにかかわり、地域の見守り、助け合いの中で安心して子どもを産み育てています。
- すべての人が生活・活動しやすい環境づくりが進められ、障がい者は地域で主体的に生活し、社会参加するとともに多くの職場で働き、高齢者は豊かな経験や知識を活かし、自立して生活しています。
- 地域では、多くの住民参加による支え合いや助け合いの仕組みができ、子どもや障がい者、高齢者が適切で多様なケアを受け、住み慣れた地域で安心して暮らしています。

「安心して子どもを産み、みんなで子育てを支援する地域」、「すべての人が自身の能力を活かし、自立して生活する地域」、「支え合いや助け合いの中で、みんなが安心して暮らす地域」。そうした地域社会を示すこの「将来の地域像」は、「すべての人が笑顔にあふれるしあわせなまち」につながっていきます。従って、第4期株父市地域福祉計画・地域福祉活動計画では、基本理念を以下のとおりとします。

基本理念

**子どもから高齢者まで すべての人が
笑顔にあふれる しあわせなまち ちちぶ**

2 基本目標

基本理念のもとで具体的な施策を体系的に配置するために、基本目標を設定します。基本目標は、基本理念を支える計画の柱となるものです。本計画では、事業の継続性を考慮し、第3期秩父市地域福祉計画において設定された以下の基本目標を継承します。

基本目標1	優しい心を育む福祉教育の推進
--------------	----------------

市民一人ひとりに福祉についての理解を深めていただくことが、地域福祉の推進には欠かせません。そのために、学校教育の場をはじめ、学校卒業後には生涯教育の一環として、福祉を学ぶことのできる機会を提供します。

基本目標2	地域を支えるネットワークづくりの推進
--------------	--------------------

地域福祉は、地域の中で市民が共に支え合う「互助・共助」の取組みを核として展開される活動です。互助・共助の活動がしやすく、充実したものとなるよう、市民同士、市民と福祉団体、福祉団体間などのつながりを強化します。

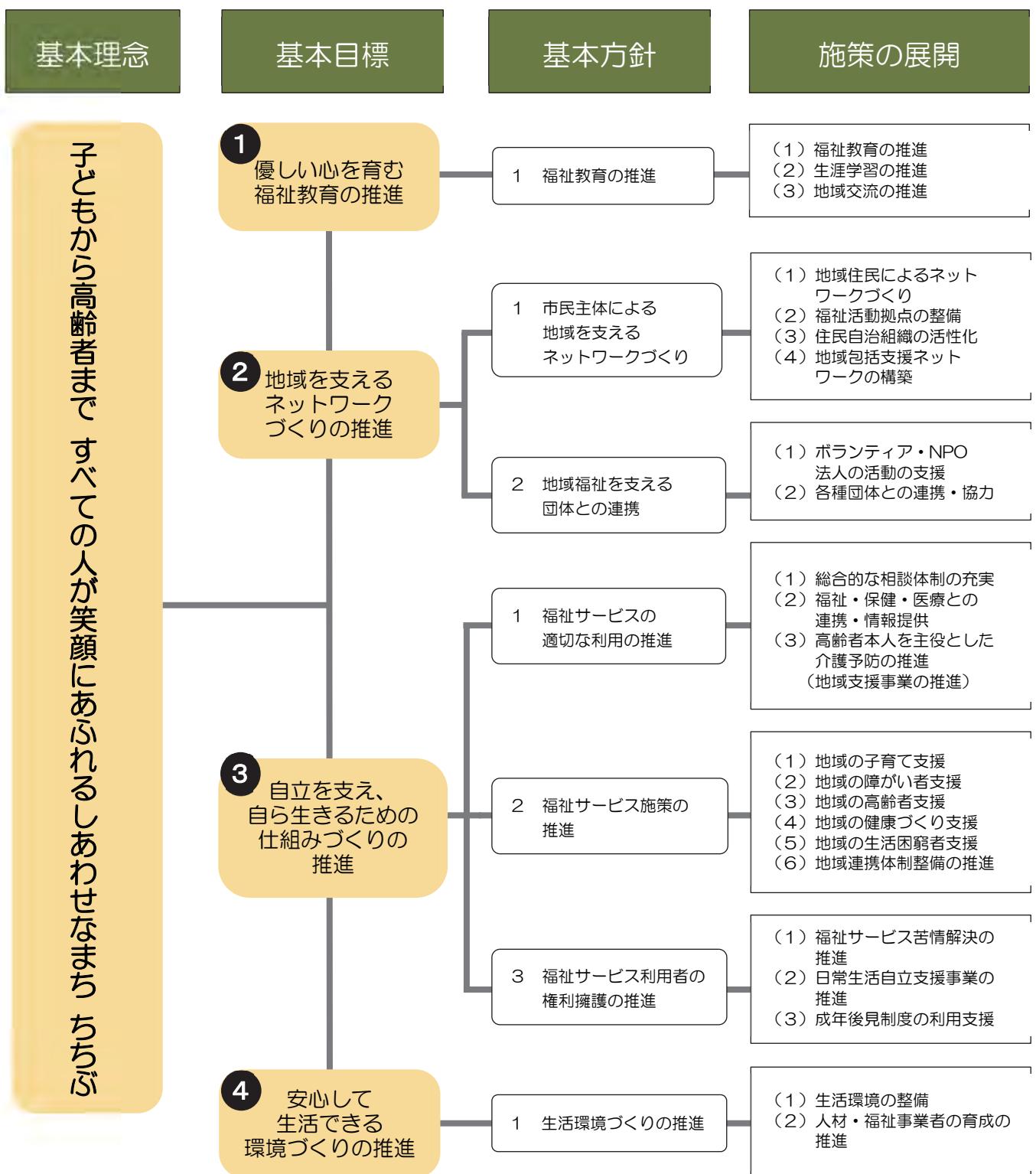
基本目標3	自立を支え、自ら生きるための仕組みづくりの推進
--------------	-------------------------

すべての市民の自立した生活を支えるため、福祉サービスの充実を図るとともに、サービスを提供する仕組みについても、市民が利用しやすい仕組み、安心して利用できる仕組みへと、その充実を図ります。また、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、判断能力が不十分な人の法律上の権利を保護する「成年後見制度」の適正な利用を促進していきます。さらに、経済的理由により暮らしに不安や困難を抱えている人に対して、自立した生活に少しでも近づけるよう、市民同士、関係機関等が連携した対応を図ります。

基本目標4	安心して生活できる環境づくりの推進
--------------	-------------------

福祉に携わる人材や団体・事業者の育成を推進し、地域において、だれもが安心して生活できる環境づくりを推進します。

3 施策の体系



4 評価指標の設定

計画を着実に実行するために、計画に記載された施策の進捗状況を把握する必要があります。第3期計画までは、数値による目標値を定めていませんでしたが、計画の更なる推進に向け、基本目標ごとに評価指標の項目と目標値を設定しました。

項目	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
基本目標1 優しい心を育む福祉教育の推進		
あなたの住んでいる地域の活動や行事に「積極的に参加している」、「ほどほどに参加している」と回答した市民の割合（合計）	47.3%	80.0%
基本目標2 地域を支えるネットワークづくりの推進		
ボランティアに「現在、参加している」、「以前に参加したことがある」と回答した市民の割合（合計）	38.3%	80.0%
「地域の民生委員・児童委員の名前も活動内容も知っている」と回答した市民の割合	16.2%	75.0%
基本目標3 自立を支え、自ら生きるための仕組みづくりの推進		
成年後見制度を「内容も含め知っている」と回答した市民の割合	29.9%	75.0%
生活困窮者自立支援制度を「知っている」と回答した市民の割合	16.2%	75.0%
基本目標4 安心して生活できる環境づくりの推進		
あなたの住んでいる地域の暮らしやすさが「暮らしやすい」と回答した市民の割合	61.6%	80.0%
避難行動要支援者（同意者）数※	700人	1,000人
現在の福祉について「非常に充実している」、「やや充実している」、「普通」と回答した市民の割合（合計）	46.3%	80.0%

※ 「避難行動要支援者（同意者）数」は令和3年4月1日現在時点。

第4章 具体的取組み

基本目標1 優しい心を育む福祉教育の推進

基本方針1 福祉教育の推進

(1) 福祉教育の推進

■現状と課題

支え合いが広がる地域をつくり、地域での福祉活動を広げるためには、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会を構築していく必要性があります。そのため、インクルーシブ教育システムの推進や当事者との交流機会を通して、子どもの頃から福祉について学び、優しく豊かな人間性を育むことが大切となります。アンケート調査でも、地域福祉を推進するために必要なこととして、4割台半ばの人が「学校教育における福祉教育の推進」をあげています。乳幼児期の家庭や保育園での福祉体験から、小・中学校、高等学校での福祉教育の推進が求められています。

■地域が取り組むこと

- 家族の絆を大切にします。
- 「福祉」に対する理解と関心を深めます。
- 「地域福祉」に関する講演会や勉強会に参加します。

■市が取り組むこと

施策名	取組みの内容
乳幼児期の福祉教育の推進	○家庭での福祉教育の推進 子どもの成長において、幼児期の家庭における生活環境は人格形成に大きな影響を与えます。乳幼児期から親子の愛情による絆で結ばれた家族とのふれあいを通じて、子どもが人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりの心を育む家庭での福祉教育を推進します。
	○障がい児保育の充実 心身の障がいや発達に遅れのある、保育が必要な児童に対し、地域の友だちと一緒に学び、多様な体験ができる機会を提供するため、保育所をはじめ、学童保育室等の各種保育施設への受け入れを推進します。
	○子どもから高齢者までの異世代交流事業の推進 幼児、小学生、中学生、高校生及び高齢者などの各世代間での異世代交流事業を行い、子育てを地域全体で支える意識を醸成していきます。

施 策 名	取組みの内容
学校での福祉教育の推進	<p>○「総合的な学習の時間」等の充実 小・中学校、高等学校の児童生徒が、高齢者や障がい者との地域での日常的な交流やボランティア活動、さらに施設訪問によるふれあい体験などを通して、優しく豊かな人間性を育むことが期待できることから、「総合的な学習の時間」等で充実した社会福祉体験活動を推進します。特別支援学校や関係団体等と連携し、パラリンピック競技の実体験や交流事業を充実させます。</p>
	<p>○交流教育及び共同学習の推進 共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築に向けて、特別支援学級と普通学級との交流の機会を拡充します。 市内小・中学校における通常学級、通級による指導、特別支援学級といった連続性のある「多様な学びの場」の充実を図ります。</p>



一口メモ

—包摂的（インクルーシブ）な社会—

社会的に全体を包み込むことであり、誰も排除されず、全員が分け隔てなく社会に参画する機会を持つことを意味します。

この考えは、持続可能な開発目標（SDGs）が大切にしている「誰一人取り残さない」という理念そのものです。

■社会福祉協議会が取り組むこと

施策名	取組みの内容
乳幼児期の福祉教育の推進	<p>○ふれあいサロン活動への助成 高齢者・障がい者（児）及び子育て中の親などが、地域の中で孤独にならないよう、誰もが気軽に参加できるサロンを社協支部で開催した際の費用を助成します。</p>
学校での福祉教育の推進	<p>○社会福祉協力校の指定 市内小・中学校、高等学校を社会福祉協力校として指定し、児童生徒の体験学習や校内環境整備を通じ、また地域社会との連携を図り、福祉に対する理解と関心を高め福祉の心を育成します。</p>
	<p>○認知症センター養成講座への協力 認知症の方やその家族が、地域での生活を安全で穏やかに営むことができるよう、1人でも多くの方に認知症のことを知っていただき、よき応援者になっていただくため、市が主体となって開催される認知症センター養成講座への協力を行います。</p>
	<p>○福祉への理解を深める体験の創出 車いすや高齢者疑似体験セット、点字版やアイマスクなどの市内学校への貸出し、講師派遣やパンフレット等の作成などを通じ、福祉意識の高揚を図ります。</p>
	<p>○彩の国ボランティア体験プログラムの実施 ボランティア活動に興味や関心があっても、なかなかボランティアを始めるきっかけが得られなかつた人に福祉施設等の協力を得ながらボランティアを体験する機会を提供します。</p>

一口メモ

—認知症センター—

認知症センターは、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の方や家族に対してできる範囲で手助けをする応援者です。

認知症センター養成講座を受け、認知症センターとなった人は、令和3年9月30日時点で、全国に約1,339万人います。

(2) 生涯学習の推進

■現状と課題

地域福祉は、地域に住むすべての人が当事者となって活動を推進するものです。そのためには、市民一人ひとりが福祉について学び続けることが望まれます。こうした学びの場を市や社会福祉協議会などが提供し、市民が積極的に参加することによって、得た知識や経験の成果を地域で生かす、このような循環が大切です。

アンケート調査でも、地域福祉の推進のために社会教育の重要さを指摘した人は約4割となっています。

■地域が取り組むこと

- 「福祉」について、興味をもち、学ぶ機会をもちます。
- 積極的に地域づくりのための研修や講座に参加します。
- 研修や講座に参加して得た知識や経験を、地域づくりに活かします。

■市が取り組むこと

施 策 名	取組みの内容
生涯を通じた福祉 学習の推進	<ul style="list-style-type: none">○公民館事業の充実 公民館の各種事業として地域福祉についての講座を設け、市民の福祉への理解を深めるとともに、地域福祉活動やボランティア意識を育てます。○認知症サポーター養成講座の開催 認知症の方やその家族が、地域での生活を安全で穏やかに営むことができるよう、1人でも多くの方に認知症のことを知っていただき、よき応援者になっていただくため、社会福祉協議会と連携して、認知症サポーター養成講座を開催します。

■社会福祉協議会が取り組むこと

施策名	取組みの内容
生涯を通じた福祉学習の推進／企業等における福祉学習の推進	○認知症サポーター養成講座への協力 認知症の方やその家族が、地域での生活を安全で穏やかに営むことができるよう、1人でも多くの方に認知症のことを知っていただき、よき応援者になっていただくため、市が主体となって開催される認知症サポーター養成講座への協力をしています。
	○あいサポート運動の推進 多様な障がいの特性、障がいのある方が困っていることや配慮などを学び、理解してもらうことで、ちょっとした手助けや配慮を実践でき、障がいのある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）をつくれる人材を育成します。

一口メモ

—あいサポート運動—

誰もが、障がいのある方への配慮などを理解して、ちょっとした手助けや配慮を実践することにより、障がいのある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）を皆さんと作っていく運動です。

愛情の「愛」、私の「I」、支え合いの「合い」に共通する「あい」と、支える、応援する意味の「サポート」を組み合わせた「あいサポート運動」は、障がいのある方を優しく支え、秩父市をはじめ横瀬町、皆野町、長瀬町及び小鹿野町で「障がいを知り、共に生きる」取組みを行うものです。

また、障がいのある方が困っているときにちょっとした手助けをするサポーターを養成するために、「あいサポート養成研修公開講座」を開催しています。受講生には、あいサポートの証である。「あいサポートバッジ」と「あいサポートストラップ」が交付されます。



(3) 地域交流の推進

■現状と課題

秩父市では町会への加入割合も高く、地域生活で起こる問題を市民相互の自主的な協力関係で解決することが必要と考える人、隣近所の付き合いを肯定的に考える人も多く、意識の面では地域福祉推進の条件は整っていると言えますが、実際には地域での人と人のふれあいは浅くなっています。

アンケート調査でも、住民同士がともに支えあう地域づくりを進めるために必要なこととして、「地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすこと」、「支えあう地域づくりに関する情報の提供や意識啓発をすること」などの回答が多く、子どもから高齢者まで多様な世代が、気軽に集える機会やふれあいながら活動できる場づくりを行政や社会福祉協議会が支援することが必要です。

■地域が取り組むこと

- 一人ひとりが進んでいさつをし、近所づきあいを大切にします。
- 世代間が交流する機会を、地域で積極的に作ります。
- 地域で開催される交流のイベントや学習機会に、積極的に参加します。

■市が取り組むこと

施 策 名	取組みの内容
地域交流の推進	○地域の歴史・文化・伝統芸能等の学習機会の充実 様々な民俗文化に彩られた秩父文化の豊かさと、相互に助け合い育て合う秩父地域の環境の中で、子どもたちがお祭りなどで伝承されている知識や技術、習慣や伝統、生きる力となる知恵を受け継ぎ、豊かな人間性や社会性を身につけることができるふるさとを目指します。そのために、地域の高齢者を招き、地域の歴史・文化・伝統芸能や遊び等についての学習、あるいは、子どもたちの老人ホームへの訪問などにより、世代間の交流を推進します。
	○市民・関係団体等を活用した自然体験活動の充実 市民や関係機関等の協力による、自然体験活動の機会の充実を図ります。
	○地域における市民主体の介護予防活動の育成・推進 誰でも一緒に参加することのできる市民主体の介護予防に資する通いの場等の活動を支援し、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していく地域づくりを推進します。

■社会福祉協議会が取り組むこと

施 策 名	取組みの内容
地域交流の推進	○地域情報交換会の開催 地域の福祉関係者を中心として地域福祉活動に関する情報交換をする場を設け、地域における福祉ニーズを把握し、解決できる方法を地域で考えられる仕組みづくりに取組みます。



基本目標2 地域を支えるネットワークづくりの推進

基本方針1 市民主体による地域を支えるネットワークづくり

(1) 地域住民によるネットワークづくり

■現状と課題

地域福祉の主体は、当事者も含めた市民自身です。そのため、地域の支え合いを盛りたてる主役は市民、活動の基盤整備は行政や社会福祉協議会など、役割を明確にし、より市民が主体となって地域を支えられる活動が行えるネットワークづくりを推進していくことが大切です。

アンケート調査では、市民同士が支え合う地域づくりに必要なこととして、「地域で活動する様々な団体相互の交流を進めること」と回答した人が約2割となっています。

今後、さらに高まることが見込まれる高齢者のケアのために、住まい・保健・医療・介護・福祉などの生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を図っていくことが重要となります。

■地域が取り組むこと

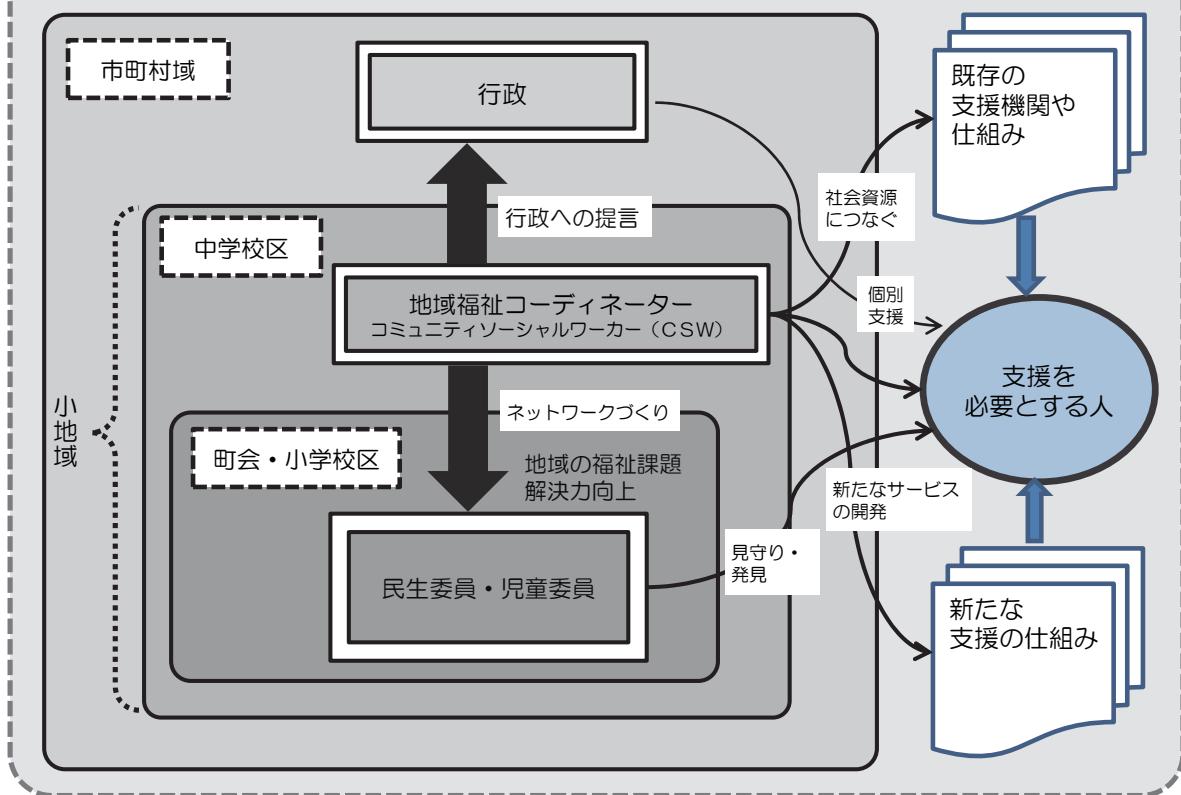
- ひとり暮らしの方に、声をかけるようにします。
- 困りごとやなやみごとを相談できる人をつくっておきます。

■市が取り組むこと

施 策 名	取組みの内容
地域での福祉活動の推進	<p>○ふれあいコール事業など、市民の主体的参加による福祉活動の充実</p> <p>地域のひとり暮らし高齢者の見守りを市民が主体となって実施する「ふれあいコール事業」や、商店街が自らの営業と見守りを統合した試みなど、地域の特色を活かした様々な地域福祉活動が展開されています。</p> <p>こうした活動が市内全地域で実施されるためには、地域福祉活動を担う市民の組織化とともに、地域の実情やニーズに合った各種事業が展開されることが必要です。</p> <p>社会福祉協議会や各町会が中心となって、地域の状況を十分把握しながら推進する市民の主体的参加による地域福祉活動の拡大や充実を、市は支援していきます。</p>

地域ネットワーク づくりの推進	<p>○地域の実情に応じたネットワークの構築</p> <p>各町会をはじめ、民生委員・児童委員、老人クラブ、健康推進員、在宅福祉員、食生活改善推進員、赤十字奉仕団などが日常の地域福祉活動を実践しています。その中で発見された身近な問題を速やかに解決する組織としては、広範囲に活動しているボランティアやNPO 法人、地域での高齢者の介護に関する相談や必要なサービスが受けられるよう、関係機関と調整を行う地域包括支援センターや在宅介護支援センター、障がい者の生活を支援している障がい者総合支援センター、地域の多様な社会資源である社会福祉施設、医療機関、事業者などがあり、消防署、交番、駐在所などの行政機関との連携・協力が期待されています。さらに、地域に密着している企業、商店街、郵便局、金融機関などが地域社会の一員として、施設などを地域社会に提供し、従業員自ら福祉活動に参加するなど、地域と連携・協力を図ることが期待されています。</p> <p>社会福祉協議会をはじめ、関係機関と連携し、地域の実情に応じた地域ネットワークづくりを推進します。</p>
	<p>○「ちちぶ版地域包括ケアシステム」の推進</p> <p>秩父地域 1市4町の保健・医療・介護・福祉の関係者と町会や民生委員・在宅福祉員等地域の皆さんと警察や消防・行政が連携した「ちちぶ版地域包括ケアシステム」を推進します。</p>
	<p>○地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）の養成・配置</p> <p>地域福祉におけるネットワークづくりの中核となる地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）の養成・配置について検討を行います。</p>

地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）の役割イメージ



■社会福祉協議会が取り組むこと

施 策 名	取組みの内容
地域での話し合いの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域情報交換会の開催 地域の福祉関係者を中心として地域福祉活動に関する情報交換をする場を設け、地域における福祉ニーズを把握し、解決できる方法を地域で考えられる仕組みづくりに取組みます。
地域での福祉活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉活動交付金の配分 社協支部に対し、様々な地域福祉事業を推進してもらうための交付金を配分します。 ○共同募金活動支援交付金の配分 町会に対し、地域福祉推進事業の一助として交付金を配分します。 ○小地域福祉活動促進事業の運営費補助 社協支部や町会が高齢者・障がい者（児）・児童等を対象に斬新で独創的な地域福祉の充実を図る事業に対し、運営費補助金を交付します。 ○ふれあいサロン活動への助成 高齢者・障がい者（児）及び子育て中の親などが、地域の中で孤独にならないよう、誰もが気軽に参加できるサロンを社協支部で開催した際の費用を助成します。
地域ネットワークづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域情報交換会の開催 町会関係者をはじめ、福祉関係者を中心に、地域住民の情報共有及び関係機関との連携など、ネットワークづくりに取組みます。

(2) 福祉活動拠点の整備

■現状と課題

アンケート調査では、地域福祉を推進するために必要なこととして、「市民が気軽に参加し、利用できる地域ごとの福祉活動の拠点づくり」が43.0%となっています。引き続き、地域福祉を効果的に推進するため、地域ごとの特性を踏まえ、その地域にあった活動に対応する拠点の整備を強化していきます。

■地域が取り組むこと

- 公民館など地域の拠点を有効に使います。
- 地域の拠点を活用して、交流の機会となる集いや行事を企画します。

■市が取り組むこと

施策名	取組みの内容
福祉活動拠点の整備	<p>○公民館や福祉施設などを有効活用した活動拠点づくりの推進</p> <p>すべての市民が、地域福祉活動の担い手として福祉の力となることが求められている中で、地域の福祉活動が継続的に発展していくためには、市民が自主的に参加しやすく、いつでも話し合いや情報交換ができる活動拠点が地域にあることが重要です。また、地域ネットワークの構成員などが定期的に市民の相談を受けたり、地域の福祉活動や問題を話し合うなどの場も求められています。</p> <p>地域の既存施設のあり方を地域福祉の視点から見直し、地域の公民館やコミュニティセンター、福祉施設の会議室、空き店舗を有効活用するなど、地域の実情に応じた活動拠点づくりを推進します。</p>

(3) 住民自治組織の活性化

■現状と課題

市の町会加入率は90%を超える極めて高いものとなっています。単身世帯の増加が進む今後は、地域における福祉活動を進めるために町会の存在がより大切になってきます。今後も、市民の自治組織への支援がいっそう効果的に活かされ、地域における福祉活動が活性化に展開されることが期待されます。

■地域が取り組むこと

- 地域の交流活動に積極的に参加して、気心の知れた仲間を増やします。
- 町会の行事を魅力的なものにするなど、町会活動を工夫し活性化に努めます。
- 地域の問題をどうしたら解決できるか、仲間と話し合います。

■市が取り組むこと

施策名	取組みの内容
住民自治組織の活性化	<ul style="list-style-type: none">○町会活動の充実 住民自治組織は市民が、安心して豊かな生活を営むために、ふだんから市民が協力し合って築いていく組織で、その役割はこれからますます重要となります。 地域における人と人とのつながりが薄れたことから起こる様々な社会問題や社会不安を、市民一人ひとりが自分のこととして考え、共に助け合い、支え合う行動が求められており、そのために地域福祉活動の基盤である町会活動の充実が図られるよう、支援をしていきます。○民生委員・その他福祉関係団体等との連携強化 町会だけでは担うことが難しい、地域福祉活動の充実のための活動については、地域の民生委員・児童委員、老人クラブ、健康推進員、在宅福祉員、食生活改善推進員、赤十字奉仕団など関係団体等との連携・協力を強めるとともに組織の活性化を推進します。○出前講座等を活用した介護予防活動の普及・啓発 市職員を地域に派遣して介護予防の出前講座を開催し、介護予防活動の普及・啓発を行うとともに、それを契機とした住民自治組織の活性化を進め、共に助け合い、支え合える地域づくりを推進します。

■社会福祉協議会が取り組むこと

施 策 名	取組みの内容
住民自治組織の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉活動交付金の配分 社協支部に対し、様々な地域福祉事業を推進してもらうための交付金を配分します。
	<ul style="list-style-type: none"> ○共同募金活動支援交付金の配分 町会に対し、地域福祉推進事業の一助として交付金を配分します。
	<ul style="list-style-type: none"> ○小地域福祉活動促進事業の運営費補助 社協支部や町会が高齢者・障がい者（児）・児童等を対象に斬新で独創的な地域福祉の充実を図る事業に対し、運営費補助金を交付します。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ふれあいサロン活動への助成 高齢者・障がい者（児）及び子育て中の親などが、地域の中で孤独にならないよう、誰もが気軽に参加できるサロンを社協支部で開催した際の費用を助成します。



いきいきふれあいサロン



(4) 地域包括支援ネットワークの構築

■現状と課題

高齢者が、可能な限り住み慣れた地域での生活を維持できるよう、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年度に向けて、在宅医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を早期に実現する必要があります。

また、秩父地域は介護サービスや医療の受診状況等が秩父都市全域にわたるケースが多いため、秩父地域（秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町）の保健・医療・介護・福祉の関係者、町会や民生委員・在宅福祉員等地域の皆さん、また警察や消防・行政が連携した「ちちぶ版地域包括ケアシステム」の構築を進めます。この構築にあたっては、高齢者も支え手の一人として社会参加を進め、世代を越えて市民がともに支え合う地域づくりを目指します。

■地域が取り組むこと

- 市の広報などを読み、地域包括ケアシステムについて理解します。
- 地域で、地域包括ケアシステムについて話をし、情報を知る人を広げます。

■市が取り組むこと

施 策 名	取組みの内容
地域包括支援ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none">○「ちちぶ版地域包括ケアシステム」の構築 高齢者支援を進めるネットワークとして「ちちぶ版地域包括ケアシステム」を構築し、秩父地域1市4町の保健・医療・介護・福祉の専門職や市民・行政等が連携を深め協力体制を整えます。市町単位のケア会議や市町を超えて横断的に構成するケア会議をとおして、多職種の専門職が連携を図りながら、地域の課題を解決し、秩父地域全体で高齢者の支援を進めます。

基本方針2 地域福祉を支える団体との連携

(1) ボランティア・NPO 法人の活動の支援

■現状と課題

アンケート調査では、地域福祉を推進するために、「ボランティア、NPO、コミュニティ活動への支援」が必要であるとの回答が2割を超えています。しかし、団体アンケート調査においては、ボランティア活動の参加者が固定されており、参加者の高齢化が進んでいるとの意見がありました。

一方、現在ボランティアに参加していない人の中には、条件が整えば活動に参加したいとの回答も多く、そうした市民の意欲に応え、ボランティアを育成したり、ボランティア団体間を調整したりすること、また NPO 法人の活動を支援することは、地域福祉活動をより活性化させるために重要な取組みとなっています。

■地域が取り組むこと

- 経験を活かして、社会貢献活動をしてみます。
- ボランティア養成講座などに、積極的に参加します。
- ボランティアセンターの広報紙を読み、ボランティア活動について知ります。
- ボランティア活動が必要な時には、ボランティアセンターに相談します。

■社会福祉協議会が取り組むこと

施 策 名	取組みの内容
ボランティアセンターの機能強化	<ul style="list-style-type: none">○ボランティアセンター広報紙の発行 ボランティアセンターや登録団体等が行っている活動内容の周知・紹介をします。
ボランティア連絡協議会の充実	<ul style="list-style-type: none">○ボランティア団体連絡会の開催 ボランティア団体同士の情報交換やイベント企画等を通してお互いの理解を図り、活動に対してモチベーションが高められるような関係を築きます。 また、各団体のボランティア活動の方法に関して、オンラインの活用など、新たな取組みを検討していきます。
	<ul style="list-style-type: none">○ふれあいフェスタの開催 ボランティア団体の中で会員の増員や活動発表の場の提供、団体同士の交流が図れるようなイベントをボランティア団体連絡会のメンバーを中心に企画・開催します。

施 策 名	取組みの内容
ボランティアの育成	○彩の国ボランティア体験プログラムの開催 ボランティア活動に興味や関心があっても、なかなかボランティアを始めるきっかけが得られなかった人に福祉施設等の協力を得ながらボランティアを体験する機会を提供します。
	○ボランティア関連講座の開催 専門別ボランティア養成講座をニーズに対応しながら実施し、実践活動に結びつけます。
NPO 法人活動の支援	○福祉・ボランティア活動車両貸出 NPO 法人やボランティア団体などが行う事業活動に対し必要に応じて車両を貸出し、一層の活動推進を図ります。 また、幅広い団体が利用できるよう、広報誌やチラシ等を作成し周知を行います。



(2) 各種団体との連携・協力

■現状と課題

市内では、民生委員・児童委員、健康推進員、食生活改善推進員、赤十字奉仕団、在宅福祉員など、多くの団体が福祉活動を展開しています。多様な団体と地域住民とが共につながりのある地域をつくるには、地域資源を効率的に活用し、支援に隙間が生じないようすることが重要です。

今後も複雑で多様な地域生活課題の解決に取り組むことができるよう、こうした団体との連携・協力を図り、それぞれの活動の活性化を推進していく必要があります。

■地域が取り組むこと

- 市内の福祉団体とその活動内容について理解します。
- 地域の活動団体同士が積極的に交流の機会をもつよう努めます。

■市が取り組むこと

施策名	取組みの内容
民生委員・児童委員との連携・協力の推進	<ul style="list-style-type: none">○各種ボランティア団体との連携・協力体制の強化 民生委員・児童委員は、地域の市民を直接把握し、要介護高齢者や障がい者と行政や社会福祉協議会などのパイプ役として、また、本市の地域福祉の中心的な担い手として、高齢者世帯の見守り活動や各種相談、子どもたちへの支援活動を実施しています。民生委員・児童委員活動を促進するために、今後も町会や社会福祉協議会、各種ボランティア団体相互の連携協力体制の強化を図ります。
健康推進員との連携・協力の推進	<ul style="list-style-type: none">○地域の健康づくりの推進 行政と地域のパイプ役である健康推進員を支援・育成し、地域の健康づくりとして健康座談会、保健センターまつりの実施などを推進します。
	<ul style="list-style-type: none">○検診（健診）の受診率向上 生活習慣病の予防・早期発見を目的として、特定健康診査やその他がん検診の受診率向上のため、健康推進員等による受診の声かけを実施します。
食生活改善推進員との連携・協力の推進	<ul style="list-style-type: none">○食に関する意識の向上 親子料理教室や市内高校での出前講座、高齢者への食事提供等、幅広い年齢を対象に事業を実施し食育推進を行います。 今後も食に関する意識の向上を図るため、食生活改善推進員と連携・協力を図り、その活動を支援します。
赤十字奉仕団との連携・協力の推進	<ul style="list-style-type: none">○献血・募金活動への協力体制の強化 赤十字奉仕団は、災害時に備えての訓練、献血事業への協力、募金活動などを実施しています。今後も赤十字奉仕団との連携・協力を図り、その活動の促進を図ります。

■社会福祉協議会が取り組むこと

施 策 名	取組みの内容
民生委員・児童委員との連携・協力の推進	○生活福祉資金・福祉資金貸付事業の実施 秩父市福祉資金、生活福祉資金により支援が必要とされる世帯に対し貸付を行います。
	○地域情報交換会の開催 民生委員・児童委員に参加してもらい、地域福祉活動に関する情報交換をする場を設け、地域における福祉ニーズを把握し、解決できる方法を地域で考えられる仕組みづくりに取組みます。
在宅福祉員との連携・協力の推進	○シルバー独身者会食・茶話会等の実施協力 75歳以上のひとり暮らし高齢者が地域とつながり、孤独感の解消を図りながら外出の機会を促す会食・茶話会等の実施に協力します。
	○地域情報交換会の開催 在宅福祉員に参加してもらい、地域福祉活動に関する情報交換をする場を設け、地域における福祉ニーズを把握し、解決できる方法を地域で考えられる仕組みづくりに取組みます。



基本目標3　自立を支え、自ら生きるための仕組みづくりの推進

基本方針1　福祉サービスの適切な利用の推進

(1) 総合的な相談体制の充実

■現状と課題

アンケート調査では、保健・福祉情報の入手元として、「市の広報」をあげた人が71.8%で最も多く、次いで、「町会・区の回覧」が35.0%、「市のホームページ」、「新聞・テレビ」、「友人、知人」が20.0%台で続いています。

福祉的なニーズや課題が発生した際に相談できる場所を知らないことによって、本来解決できる問題が深刻化することができないように、様々な機関の連携強化や周知活動が必要となっています。

■地域が取り組むこと

- 市や社会福祉協議会の相談窓口の情報を確認します。
- 町会役員や地域を担当する民生委員・児童委員との交流を持ちます。
- 知り得た情報を、地域の必要な人に伝え共有します。

■市が取り組むこと

施策名	取組みの内容
地域の相談体制の充実	○民生委員・児童委員の識見向上 民生委員・児童委員は、最も身近な相談者として市民の立場に立ち、地域社会で相談・支援などの福祉活動に貢献しています。社会不安が増大する中で、だれもが安心して暮らせる地域社会の実現に向けての「地域福祉の推進役」として期待されています。また、日常的に市民が気軽に相談ができるように心がけることが求められていることから、研修等による相談対応力などの向上を図ります。
	○専門機関等との連携強化 相談に対して、適切に福祉サービスを結びつけていくことが必要なため、地域包括支援センター・在宅介護支援センター、障がい者総合支援センター・生活支援センター、家庭児童相談員、子育て支援センター、小・中学校のさわやか相談員、主任児童委員などの専門機関等との連携が円滑に行える環境づくりを推進します。

施 策 名	取組みの内容
生活困窮者自立相談支援機関の充実	<p>○相談支援体制の充実 支援を必要とする人の早期把握、早期支援につながるよう、相談支援員や就労支援員など自立相談支援機関のスタッフの確保・充実を図ります。</p> <p>○他部署及び他機関との連携強化 支援を必要とする人の早期把握、早期支援、ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行えるよう、庁内各部署や教育委員会、学校、ハローワーク、民生委員・児童委員、町会、社会福祉協議会など関係機関との連携強化を図ります。</p>
地域の福祉施設の活用	<p>○市民が相談しやすい環境づくりの推進 地域には、社会福祉法人などが運営する高齢者や障がい者の入所施設、さらに保育所や心身障がい者のための日中活動の場など、様々な通所施設があります。それぞれの施設には、在宅での様々な課題に対応できる専門的技術を持っている専門職員がいることから、市民の相談に応じる有効な社会資源として期待されており、一方、施設の側にとっても、市民に親しまれ支持されることは、重要なことです。 そうした地域の福祉施設を有効に活用できるよう、社会福祉法人をはじめとする福祉施設の理解を得て、市民が相談しやすい環境づくりを推進します。</p>

■社会福祉協議会が取り組むこと

施 策 名	取組みの内容
地域の相談体制の充実	<p>○心配ごと相談・結婚相談窓口の充実 市民の困りごとに対し、身近な相談窓口として心配ごと相談を実施します。また、結婚を希望する方により多くのあいの機会が提供できるよう、引き続き市民の身近な相談窓口として対応していきます。</p>

(2) 福祉・保健・医療との連携・情報提供

■現状と課題

団塊の世代が高齢者に加わり、当面、高齢者や後期高齢者の人口は増加を続けることが見込まれています。こうした高齢者の地域での自立した生活を支えるために、福祉サービスに関する情報に加えて、適切な福祉サービスの選択につながる、サービス提供事業者に関する情報が、サービスを利用する市民に分かりやすく提供される必要があります。

また、近年介護と育児が同時に直面するダブルケアや、障がいのある子と要介護状態にある親が暮らす世帯など、「複合的な課題を抱える世帯」への支援の必要性が高まっています。

今後は複合的な生活課題を抱える市民ニーズに対応するため、保健や医療などのサービスとも連携し、包括的にケアを行う地域包括ケアシステムの構築が急がれています。

■地域が取り組むこと

- 市の広報紙やホームページを読み、福祉・保健・医療の連携に関する情報を入手します。
- 入手した情報について、地域の人と話をして共有します。

■市が取り組むこと

施策名	取組みの内容
分かりやすい情報の提供	<ul style="list-style-type: none">○ホームページ等を活用した情報提供の充実 利用する市民に合った福祉サービスを、自ら選択し利用するためには、事業者のサービス内容などの情報が適切に提供されることが必要です。また、地域で自立して生きるために、福祉サービスにとどまらず保健や医療のサービスを含めた分かりやすい情報がいつでもどこでも入手でき、活用できることが必要です。 利用する市民が福祉サービスなどの情報を入手しやすく、有効に活用できるよう、高齢者、障がい者、子育て等保健福祉に関する情報について、市のホームページを積極的に活用するなど、分かりやすい情報の提供に努めます。
事業者の情報公開の推進	<ul style="list-style-type: none">○情報公表制度の推進 利用者が様々な状況に応じた適切な福祉サービスを選択するためには、事業者のサービスの質の向上や経営の透明性が必要です。そのためには、事業者が積極的に事業内容の情報を開示するとともに、「第三者評価事業」が実施されるよう、事業者に働きかけます。 また、市が実施する社会福祉法人の指導監査についても、その結果を開示します。

施策名	取組みの内容
福祉・保健・医療の連携推進	<p>○ちちぶ版地域包括ケアシステムの推進 秩父地域1市4町の保健・医療・介護・福祉の関係者と町会や民生委員・在宅福祉員等地域の皆さんと警察や消防・行政が連携した「ちちぶ版地域包括ケアシステム」を推進します。</p> <p>○市民及び多職種連携の強化 市民が地域で自立した生活を送るためには、福祉サービスだけでは解決することが難しい事例は多くあり、保健や医療などのサービスも含めた総合的対応が求められることから、サービスを調整する仕組みが必要です。 要介護及び要支援の高齢者に対しては、居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）や地域包括支援センターの職員等が福祉・介護・保健・医療の各種サービスを調整するケアマネジメントを実施しています。 児童虐待や配偶者からの暴力などに関しても、要保護児童対策地域協議会をはじめ、様々な分野の関係機関や専門職などとの連携を図り、総合的な支援に努めます。 また、支援を要する人にいかに福祉サービスを提供するかという視点だけでなく、高齢者にあっては、健康づくりや活発な社会参加を通して「閉じこもり」や「認知症」などを防ぐ『介護予防』という視点からも、保健や医療を含めた様々な分野との連携を推進します。</p>

■社会福祉協議会が取り組むこと

施策名	取組みの内容
分かりやすい情報の提供	<p>○ホームページ等での情報提供 ホームページ等で事業の紹介・案内・報告を行い、より多くの方に活動を知ってもらえるよう情報提供を行います。</p> <p>○社協だよりの発行 広報紙「社協だより」を発行し、事業の紹介・案内・報告を行うとともに、社会福祉協議会に興味・関心をもってもらえるよう情報発信を行います。</p>

(3) 高齢者本人を主役とした介護予防の推進（地域支援事業の推進）

■現状と課題

高齢者人口が年々増加しているため、要支援・要介護認定者の総数も増加しています。要支援・要介護と認定される割合は、令和3年では 19.4%となっており、今後も介護予防事業への取組みが重要となります。

引き続き、高齢者及びその支援のための活動に関わる市民を対象とした介護予防活動の普及・啓発を行い、介護予防を推進し、健康寿命の延伸を目指す必要があります。

また、地域における自発的な活動の育成・支援を充実させて、介護予防に向けた取組みで、市民主体による実施される地域づくりを推進し、認定率の改善を目指す必要があります。

■地域が取り組むこと

- 地域の高齢者を把握します。
- 市や社会福祉協議会が行う介護予防事業に、仲間を誘って参加します。
- 高齢者が介護予防事業に参加しやすいように、できる範囲で支援します。

■市が取り組むこと

施策名	取組みの内容
介護予防事業の推進	○介護予防普及啓発事業の推進 高齢者を対象に、介護が必要な生活にならないよう、介護予防の普及啓発や、予防医療の充実を推進し、住み慣れた地域でできる限り、自ら活動的で生きがいのある生活が送れるよう支援します。現在の健康自立度・生活機能を維持していただくために、地域包括支援センターが主体的に介護予防の教室や相談事業等の介護予防普及啓発事業を実施します。また各町会等で計画・実施する介護予防事業を支援します。
	○地域における市民主体の介護予防活動の育成・推進 誰でも一緒に参加することのできる市民主体の介護予防に資する通いの場等の活動を支援し、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していく地域づくりを推進します。
	○市民主体のサロン事業の推進 身近な場所で頻繁に誰もが気軽に楽しめる市民主体のサロン活動を推進し、孤立予防・介護予防を図ります。

■社会福祉協議会が取り組むこと

施 策 名	取組みの内容
介護予防事業の推進	○生活支援コーディネーター業務の実施 高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援等の体制整備に向けた調整役として「生活支援コーディネーター」を市の委託により配置します。 関係者のネットワークや既存の取組み・組織等も活用しながら、関係者間の連携の強化や資源開発、地域の支援ニーズとサービス提供主体との調整を行い、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組みを推進します。



基本方針2 福祉サービス施策の推進

(1) 地域の子育て支援

■現状と課題

市では、すべての子どもや子育て家庭への支援のために、「子育てちちのきプラン」を包含・継承した「秩父市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、施策を推進しています。

近年子どもや家庭、子育てをする親の抱える問題は多様化・複雑化しています。様々な問題を早期発見し、適切に解決へ導くために、市民・行政・関係機関の連携や地域でのネットワークづくりが必要となっています。

■地域が取り組むこと

- 地域の子どもと子育て家庭を、地域全体で応援します。
- 積極的に地域活動に参加し、情報交換や情報共有に努めます。
- 子育て中の人には、子育てに関する講演会や交流会に積極的に参加します。

■市が取り組むこと

施 策 名	取組みの内容
総合的な子育て支援体制づくり	<p>○誰もが安心して子育てできる、地域で支える子育て支援体制の整備</p> <p>少子化や女性のライフスタイルの多様化、厳しい経済情勢等により働く女性が増加しており、女性が働き続けることができる社会的支援が求められています。また、子どもを自宅で育てている場合には、家族構成の変化や地域のつながりが希薄になってきたこともあります。</p> <p>そのような中で、市民だれもが安心して子育てができるよう町会をはじめとした地域住民組織や地域子育て支援センター等の関係機関による、子育てを支える仕組みづくりと子育てに関わる福祉サービス等の施策を推進します。</p>

施 策 名	取組みの内容
総合的な子育て支援体制づくり	<p>○「親育ち」を実感しながら安心と喜びをもった子育て支援体制の整備</p> <p>次代を担う子どもやその家庭に対する支援については、子どもの幸せを第一に考え、個人・地域・行政でできることを理解し、共に子育てを支援し合うまちづくりが必要です。子育てをする人がその喜びを実感できるために、地域社会の支援を充実し、市民と地域と行政の支援ネットワークの確立を目指します。</p>
	<p>○子ども家庭総合支援拠点の整備</p> <p>子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行う拠点の整備が求められています。関係機関と連携・協力の下、要支援児童及び要保護児童並びに特定妊婦の支援を行い、「子ども家庭総合支援拠点」の早期整備に努めます。</p> <p>○子育て世代包括支援センターを通じた総合的な相談体制の充実</p> <p>妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズや実情の把握、情報提供などを行う子育て世代包括支援センターを通じた総合的な相談体制の充実に努めます。</p>
	<p>○小児救急医療体制の充実</p> <p>秩父郡市医師会と連携し、平日夜間の小児救急医療体制の充実に努めます。</p> <p>○思春期保健対策の充実</p> <p>思春期保健対策として、学校、地域、家庭における健康教育の充実を図り、自ら健康管理ができるよう正確な情報を提供するとともに、相談業務に従事する専門職の資質の向上、確保に努めます。</p> <p>子どもを取り巻く有害環境である喫煙や薬物等に関する防止教育を推進します。</p>
保育所施設等のサービスの充実	<p>○「一時保育」や「延長保育」の充実</p> <p>子育て支援に対する市民の高い要望に応えるため、保育サービスとして一時保育や延長保育の充実を図ります。</p> <p>○地域のニーズに合った病児保育の検討</p> <p>子育て支援に対する市民の高い要望に応えるため、病児保育の実施などについて検討していきます。</p> <p>○ファミリー・サポート・センター事業の充実</p> <p>子どもの預かりや保育所への送迎など、市民全体で子育てを支える「ファミリー・サポート・センター事業」について、すべての家庭が気軽に利用できる制度として充実を図ります。</p>

子育てネットワークの形成	○子育てに関する相談窓口である「地域子育て支援センター」の充実 育兾サークルの育成や地域の子育て相談などを支援している地域子育て支援センターの充実を図ります。
	○「児童館」や「子育てサロン」の充実 保護者同士が気軽に集まり、子育てに関する情報交換や交流が図れる場の充実を図ります。
	○「食育」の推進 乳幼児期からの発達段階に応じた「食育」に関する情報提供や学習の機会の充実を図ります。

■社会福祉協議会が取り組むこと

施策名	取組みの内容
子育てネットワークの形成	○すぐすぐ親子教室の開催 未就学児を子育て中の保護者が安心して参加できるイベント等を企画し、子育てをしているたくさんの方がふれあえるよう努めます。

子ども家庭総合支援拠点のイメージ図



(2) 地域の障がい者支援

■現状と課題

障がいのある人の支援のために市では、地域福祉計画が包含する「障がい者福祉計画・障がい福祉計画」を策定し、施策を推進しています。

また、平成25年に制定された「障害者差別解消法」では、国の行政機関や地方公共団体での「障害を理由とする不当な差別的取扱い」や「障害者への合理的配慮の不提供」が禁止とされ、平成28年4月から施行されています。

こうした新たに法律で決められた事項なども含め、障がいのある人への支援をさらに充実させることが、求められています。

■地域が取り組むこと

- 地域で暮らす障がい者を把握します。
- 「障がい」や「障がい者」について理解を深め、地域にどんな「バリア」があるか、点検してみます。
- 「心のバリアフリー」を意識し、人権を大切にします。

■市が取り組むこと

施 策 名	取組みの内容
障がい者自立支援	<ul style="list-style-type: none">○障がい福祉サービス提供体制の充実 ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種別、程度を問わず、障がい者が自ら地域で自立した生活ができるよう、必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受け、障がい者の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービスの提供基盤の整備を進めます。
障がい者を支える基盤づくり	<ul style="list-style-type: none">○障がい者の生活を地域全体で支える仕組みづくり 障がいのある人もない人も尊重し合って共に暮らせるよう、障がい者に関する正しい理解やサービス・制度に関する情報提供を促進し、広報・啓発に努めます。また、共生社会の実現に向け、交流の機会を充実します。
障がい者の社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none">○地域での障がい者の生活の質の向上 障がい者やその家族の社会参加活動と、コミュニケーション、文化、レクリエーション行事への参加、スポーツ活動の自己表現等を通じて、生活の質の向上が図られるよう条件整備に努めます。

施 策 名	取組みの内容
障がい児に対する支援体制の整備	<p>○乳幼児に対する支援 乳幼児の健全育成に努めることを目的に、乳幼児健康診査等で支援が必要と認められた乳幼児及び保護者に対し、乳幼児の発達の促進等を図ることや、保護者の子育て支援を行うため、理学療法士、言語聴覚士、公認心理師等による相談事業の充実に努めます。</p> <p>○療育体制の整備 学校、学童保育室に通う障がい児に対して適切な保育・指導を提供し、一人ひとりの障がいの状況、発達段階及び特性に応じたきめ細かな指導に努めます。また、インクルーシブ教育システムから、障がいのある子ども達が、その可能性を最大限に伸ばすことができるよう関係機関と更なる連携を図ります。</p> <p>○福祉・保健・医療の連携 障がい者の支援には、様々な分野が連携し、協力することが重要です。障がい者本位のサービス体制を整備していくため、福祉・保健・医療等の分野の連携を図るとともに、総合的なサービスが提供できるシステムの検討と導入を目指します。</p>
障がい者支援ネットワークの形成	<p>○相談支援体制の充実 障がい者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようするために、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、障がい者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談の内容により、地域における適切な保健・医療・福祉サービスにつなげる等の支援を行います。</p> <p>○専門機関との連携強化 障がい者やその家族からの相談について、状況に応じて専門機関や関係機関で情報を共有し、連携した支援を推進します。</p>



■社会福祉協議会が取り組むこと

施策名	取組みの内容
障がい者自立支援	○日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）の実施 判断能力に不安のある方に福祉サービスの相談や手続き支援、日常的な金銭の管理を行い、安心して日常生活が送れるようにします。
	○成年後見制度推進事業の実施 悪徳商法の被害や金銭搾取などの犯罪が社会問題となっている中、判断能力が低下している方が被害に遭わないよう成年後見制度を活用し、その方が安心して暮らせる社会づくりを進めます。
	○生活福祉資金貸付事業の実施 秩父市福祉資金、生活福祉資金により支援が必要とされる世帯に対し貸付を行います。
障がい者を支える基盤づくり	○障がい者居宅介護等事業所の経営 障害者総合支援法に基づく指定事業所として、障害福祉サービス及び地域支援事業を実施します。
障がい者の社会参加の促進	○でいの広場の開催 障がいのある人もない人も共にふれあい語り合え、誰もが参加できるイベントとして「でいの広場」を開催します。
	○障がい児・者バスハイクへの協力 障がい児（者）が外出する機会を設けるため、ボランティア団体や当事者団体などが合同で企画しているバスハイクに協力します。

秩父市で活動しているボランティア団体をご紹介します！

ちちぶ広域聴覚障害者協会 手話学習会

<https://shuwa-chichibu.sakura.ne.jp/index.html>

主な活動内容

- ・定例手話学習会
- ・秩父郡内小中学校手話体験講師
- ・ろう者との交流
- ・その他社会貢献活動

ちちぶ広域聴覚障害者協会とちちぶ広域手話学習会が一体となり、聴覚障害者の福祉向上と共生社会の実現を目的に、手話の学習だけでなく、地域のろう者の方と一緒に交流活動を行っています。1市4町で活動する2つの団体は、秩父市社会福祉協議会に登録した「ボランティア団体」です。



(3) 地域の高齢者支援

■現状と課題

高齢者の支援のために市では、地域福祉計画が包含する「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、施策を推進しています。計画内においては介護予防や認知症対策の推進と並んで、地域包括ケアシステムの重要性があげられています。

これらの計画についても計画推進のサイクルを回し、施策の効果を高めていくことが重要となっています。

■地域が取り組むこと

- 地域で暮らす高齢者を把握します。
- 地域で高齢者の見守り活動を組織的に進めます。
- 高齢者の生きがいづくり活動に積極的に参加したり、参加を呼びかけたりします。

■市が取り組むこと

施 策 名	取組みの内容
高齢者の生きがいづくりと健康づくりの推進	○敬老事業、生涯学習活動、スポーツ・レクリエーション活動の推進 高齢者の生きがい活動の推進として、敬老事業や生涯学習活動、スポーツ・レクリエーション活動の充実を図ります。また、老人クラブ活動等の自主的活動の支援を行います。
市民全員による高齢者等の見守り支援の推進	○ふれあいコール事業などの高齢者の見守り・声かけ運動の推進 ひとり暮らし高齢者・重度障がい者等に対しての安否確認ならびに緊急時の対応を行うために、高齢者の見守り活動・声かけ活動を推進します。
安心して暮らすための在宅福祉サービスの推進	○在宅福祉サービスの推進 在宅で生活している高齢者が安心して暮らすため、緊急通報システムや配食サービス等の在宅福祉サービスを推進します。
施設の整備・活用	○利用しやすい環境の整備 入所（入居）施設として市内には養護老人ホーム、生活支援ハウスが整備されています。また、利用施設としては老人福祉センター、福祉交流センター等が整備されています。 今後の需要意向に対応しながら、関係機関と連携し整備を進めていきます。

施 策 名	取組みの内容
介護保険サービス等の推進	<p>○サービスの給付適正化 介護保険制度の定着に伴い介護サービスに対するニーズは、さらに増加すると見込まれています。適切な介護サービスの確保と効率化を通じて、介護保険制度への信頼性を高めるため、介護給付適正化事業を実施します。</p>
健康増進事業や介護予防事業の充実	<p>○生活習慣病予防・その他健康に関する正しい知識の普及啓発 健康的な生活習慣ができる環境づくりのため、健康教室や健康相談を実施します。</p>
	<p>○ちちぶお茶のみ体操（通称：茶トレ）の普及 「ロコモティブシンドローム」（運動器症候群）の発症を予防し、住み慣れた地域でいきいきとした生活をいつまでも送れるよう、「ちちぶお茶のみ体操（通称：茶トレ）」の普及を進めます。</p>
地域包括支援センターの充実	<p>○相談支援体制の充実 地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようするために、どのような支援が必要かを幅広く把握し、相談を受け、介護保険サービス以外の適切なサービス、機関又は制度の利用につなげていくなどの支援を行います。</p>
	<p>○地域における市民主体の介護予防活動の育成・支援 地域に指導者を養成して、地域における市民主体の介護予防活動を推進し、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していく地域づくりを推進します。</p>
社会福祉協議会の充実	<p>○住民組織やあらゆる福祉事業関係者の組織化の推進 社会福祉協議会は、地域福祉に関するネットワークの中心的存在であり、重要な担い手の一つです。社会福祉協議会が住民組織やあらゆる福祉事業関係者の組織化を進め、連絡調整機能を十分に発揮するよう支援します。</p>
	<p>○民間では困難な福祉サービス提供の推進 民間では対応が困難な福祉サービスを提供することができるよう支援します。</p>

施 策 名	取組みの内容
高齢者支援ネットワークの形成	<p>○多職種連携の推進 高齢者やその家族の支援のために、行政や地域包括支援センター、在宅介護支援センター、社会福祉協議会、心配ごと相談所などの相談機関と、医療機関、薬局、消防、警察などの関係機関などの多職種が連携した高齢者支援のネットワークを構築します。</p>
	<p>○ちちぶ版地域包括ケアシステムの推進 秩父地域1市4町の保健・医療・介護・福祉の関係者と町会や民生委員・在宅福祉員等地域の皆さんと警察や消防・行政が連携した「ちちぶ版地域包括ケアシステム」を推進します。 また、高齢者が住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した尊厳ある生活を営むことができるよう、地域ケア会議を推進します。</p>



■社会福祉協議会が取り組むこと

施策名	取組みの内容
高齢者の生きがいづくりと健康づくりの推進	○ふれあいサロン活動への助成 高齢者・障がい者（児）及び子育て中の親などが、地域の中で孤独にならないよう、誰もが気軽に参加できるサロンを社協支部で開催した際の費用を助成します。
	○シルバー独身者会食・茶話会等の実施 在宅福祉員の協力を得て、75歳以上のひとり暮らし高齢者が地域とつながり、孤独感の解消を図りながら外出の機会を促す会食・茶話会等を実施します。
施設の整備・活用	○総合福祉施設羊山センター運営 健康で文化的な生活の推進を図り、福祉の増進に寄与するためのセンターを運営します。

シルバー独身者会食・茶話会等



施 策 名	取組みの内容
介護保険サービス等の推進	<p>○居宅介護支援事業所の経営 居宅介護支援事業所を運営し、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービス計画を作成します。 他のサービス等で対応が難しいケースや他の事業所で補いきれない部分に関して、できる限りの対応を試み、よりよいサービスを提供するため、介護保険に関する相談窓口の設置等を推進します。</p> <p>○訪問介護事業所の経営 要介護者等の心身の状況を踏まえて、その利用者に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴介助・排泄介助などの身体介助や、買い物・調理・掃除・洗濯などの生活援助を行います。 関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービス計画を作成します。</p>
高齢者支援ネットワークの形成	○家族介護者交流会の開催 高齢者等を介護する方（介護者）が介護の負担を軽減するための、介護者交流会を開催します。



(4) 地域の健康づくり支援

■現状と課題

生活習慣病を予防し、「健康寿命」を延ばすことが求められています。市では、秩父市健康づくり計画「健康ちちぶ21（第2次）」を策定し、市民の健康づくりを支援しています。この計画では、市民一人ひとりが自身の健康に責任を持ってその維持・向上に取り組むだけでなく、「健康を支え、守るための社会環境の整備」を柱の一つとして、「健康を支え・守る地域社会づくり」を目指し、秩父市健康づくり推進協議会による主体的な活動の推進の他、市内の健康づくり関連団体による活動が推進できるよう、市全体で健康づくりに取り組む環境を推進しています。

また、平成28年に「自殺対策基本法」が改正され、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すこと、また、自殺対策は生きることの包括的な支援であることが明記されました。自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるよう、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組みが重要となっています。このような包括的な取組みを実施するためには、自殺の要因となり得る健康問題、経済・生活問題、労働問題、家庭問題等の関連分野の連携をさらに高め、各分野での生きる支援にあたる人々が自殺対策の一翼を担っている意識を共有することが重要です。

すべての市民が健康寿命を延ばし、元気で自立した生活を長く続けることができるよう、健康を支える地域社会づくり活動への支援を継続することが、求められています。

■地域が取り組むこと

- 定期的に健康診査を受け、自分の健康状態を確認します。
- かかりつけ医・かかりつけ歯科医を持ちます。
- 地域のつながりを強くし、お互いに見守り、声をかけ合える地域づくりを目指します。

■市が取り組むこと

施 策 名	取組みの内容
地域の健康づくり 支援	○各種事業による健康づくりの推進 市民の健康づくりと健康意識の高揚のため、関係機関の協力のもと、イベント等を実施し、楽しい交流を通じて健康で充実した人生づくりの知識の普及に努めます。 公民館や福祉交流センター、地区の集会所等において、食生活改善推進員・健康推進員等の協力のもとに生活習慣病予防のための事業を実施し、生活習慣の改善を図り、市民の健康づくりを推進します。
	○心の健康づくり事業 心の健康づくり事業や、「秩父市健康カレンダー」等に健康相談窓口を掲載し、心の病気の早期発見・早期治療につなげるなど、自殺予防対策事業を行います。

(5) 地域の生活困窮者支援

■現状と課題

平成25年に「生活困窮者自立支援法」が制定され、平成27年4月から生活困窮者の支援制度が始まりました。生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活保護に至る前の生活困窮者に、就労支援や住宅確保給付金等の必要な自立支援を行うため、市役所内に自立相談支援機関を設置し、相談支援を行っています。

生活困窮者の中には、単に経済的な問題だけでなく引きこもりやDV（ドメスティックバイオレンス）被害など、様々な問題を複合的に抱えている人も多いことから、庁内各部署や教育委員会、学校、ハローワーク、民生委員・児童委員、町会、社会福祉協議会などと連携し、包括的に支援をしていく必要があります。

また、新たな社会資源の創出や地域支援ネットワークの構築などによる就労先の開拓や社会参加の場づくり等も必要です。

さらに、近年大きな問題となっている子どもの貧困に関しては、早期発見や相談による実態の把握を進め、関係機関や民間団体・事業者などと連携を図り、未然防止、適切な保護と支援を迅速に行うための対策を講じていく必要があります。

■地域が取り組むこと

- 生活困窮者自立支援制度への理解を深めます。
- 地域における生活困窮者の把握、見守り、自立相談支援機関との連携を図ります。
- 異変や問題に気が付いた場合は、市役所や児童相談所等の専門機関に相談、連絡します。
- 日頃から地域住民の顔の見える関係づくりや、支援を必要とする人の把握・支援体制づくりを地域全体で進めます。

■市が取り組むこと

施 策 名	取組みの内容
制度の周知・相談 支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none">○生活困窮者自立支援制度や自立相談支援機関の周知 支援を必要とする方が制度につながるよう、生活困窮者自立支援制度や市役所内に設置した自立相談支援機関における支援内容について、市の広報や市ホームページなどの媒体や関係機関との連携により市民の皆さんに周知を図ります。○自立相談支援機関の充実・他部署及び他機関との連携強化 生活保護に至る前の段階から支援できるよう、早期発見のネットワーク構築を検討します。 また、ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に提供できるよう、相談支援員や就労支援員など自立相談支援機関のスタッフの確保・充実を図るとともに、庁内各部署や教育委員会、学校、ハローワーク、民生委員・児童委員、町会、社会福祉協議会など関係機関との連携強化を図ります。

施策名	取組みの内容
生活困窮者自立支援事業の推進	○住宅喪失の恐れのある人に住居確保給付金の支給 離職により住宅を失った又はその恐れがある人に対し、一定期間住居確保給付金を支給します。
	○小・中学生、高校生に対する学習支援事業の実施 生活困窮世帯の中学生の高校進学や高校生の中退防止を図り、貧困の連鎖を防ぐため、小・中学生、高校生に対する学習支援を実施します。
	○ハローワークと連携した就労支援の実施、就労先の開拓 一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を目的として、早期の一般就労が難しい人に対し、生活訓練や社会訓練、就職活動に向けた技法や知識の習得などの支援を実施します。 ハローワークと連携を図り、就労体験や福祉的就労の場を確保するため、企業開拓を行います。
	○一時的な衣食住の確保 住居を失った生活困窮者に対し、新たな住居が見つかるまでの一定期間、宿泊場所や衣食の提供を行います。
子どもの貧困対策	○子どもの貧困に関する実態把握 教育委員会や関係機関と連携を図り、子どもの貧困に関する実態把握とニーズの把握を進めます。
	○関係機関や民間団体・事業者との連携による総合的な対策の推進 子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、関係機関と連携を図りながら総合的に対策を推進していきます。

■社会福祉協議会が取り組むこと

施策名	取組みの内容
生活困窮者に対する緊急時の支援	○彩の国あんしんセーフティネット事業やフードバンクなどを活用した緊急時の現物給付 既存の制度で対応できない（制度の狭間）生活困窮等の様々な生活課題を抱え、生命に関わる緊急・逼迫した生活困窮者に対し、彩の国あんしんセーフティネット協力会員社会福祉法人施設、秩父市と連携を取りながら緊急支援を行います。
	○福祉資金の貸付 秩父市福祉資金、生活福祉資金により支援が必要とされる世帯に対し貸付を行います。

◇ 生活困窮者自立支援事業の推進

生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層（非正規労働者や高齢者等）の増加を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないようにすることが必要であり、それには生活保護制度の見直しと生活困窮者対策の一体実施が不可欠です。そこで、国は、「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」を平成30年（2018年）10月1日に施行しました。

この改正では、生活困窮者の尊厳の保持を前提とし、就労や心身の状況、地域社会からの孤立といった、それぞれの状態に応じた包括的・早期的な支援や、地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備が基本理念として明確化されています。

生活困窮に関する相談内容は、収入・生活費のこと、家賃やローンの支払い、仕事探し、家族に関することなど幅広く、また複合的な課題を抱えている場合が多くあります。相談者の年齢層が高い傾向にあることから、就労による自立を目指すことが難しく、相談者を支える仕組みづくりが大切です。

生活に困窮している方・世帯に対しては、既存の制度だけでは支援が困難な場合が多いため、市の関係課、専門機関、ハローワーク、社会福祉協議会、民生委員・児童委員や自治会・町内会をはじめとする地域における様々な社会資源と連携し、必要な人に適した支援が行き届くような取組が必要です。

その他、相談の内容も徐々に複雑化しており、自治体においても福祉、就労、教育、税務、住宅等の様々な部局との連携や情報共有をし、相談支援体制の充実を図っていく必要があります。

【現状】

生活保護被保護世帯の推移について、平成29年からの5年間では12世帯減少と、若干の減少傾向にありますが、被保護人員は5年間で77人減少しており、高齢者を含めた単身世帯增加の影響が現れています。

アンケート調査の結果では、生活困窮者自立支援制度について「聞いたことはあるが内容はよく知らない」と答えた方が46.0%と最も多い、次いで、「知らない」と答えた方が33.1%となっています。

また、生活困窮者に対し、「経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することが困難になった場合、必要と思われる支援内容はどのようなものですか。」の質問をしたところ、「就労支援」、「相談支援」、「一時的な居住場所の確保」の回答が多くなっています。

【課題】

生活困窮者自立支援制度の認知度が低い状況のため、引き続き周知活動を強化していく必要があります。

また、生活に困窮している方が適切に必要な支援をうけることや、生活困窮者支援を通じて地域共生社会を実現し、地域での孤立を防止することなど、継続した支援が重要となります。そのために、市の関係課、専門機関、ハローワーク、社会福祉協議会、民生委員・児童委員や自治会・町内会、地域の方々との連携・情報共有を強化していくことが不可欠となります。

【課題を踏まえた今後の方向性】

- 生活困窮者の実態を把握するため、関係各課、各相談支援機関と連携・協力を強化し、情報共有を行うことにより、効果的な支援に努めます。
- 経済的自立に向けた継続的な支援を行うために、関係各課、各相談支援機関の連携を密にし、複雑化する問題の解決に努めます。就労に関する支援、社会参加の場づくりなど、相談窓口やハローワークなど、就労関係機関等と連携し経済的自立を支援します。
- 民生委員・児童委員や地域の方々に、各種制度を広く周知することにより、生活困窮者への情報提供の機会の充実や早期発見を図ります。また、子どものいる生活保護世帯や生活困窮世帯に対し、子どもの学習・生活支援の利用を促進します。

(6) 地域連携体制整備の推進

■現状と課題

地域での生活課題は少子高齢化や核家族化の進行、非正規の雇用や長時間の就労などによるストレスなど、様々な要因によって複合化、複雑化してきています。特に、配偶者等へのDV（ドメスティックバイオレンス）やストーカー行為、高齢者、障がい者、幼児・児童への虐待等については個別支援での解決は困難で、専門機関と連携をとった対応が不可欠となっています。

今後は、近所づきあいの再構築に向けた取組みを通じて、住民相互の交流を進め、あいさつや声かけによる顔の見える関係づくりを支援するとともに、地域の福祉団体・機関同士の交流によって助け合いの意識を高める必要があります。

■地域が取り組むこと

- 隣近所の人や、民生委員・児童委員などと関わりを持ち、地域の中で気軽に相談できる人をつくるよう心がけます。
- 虐待やDVについての相談機関を把握します。
- 地域で異変に気がついた時には、関係機関へ通報したり、相談したりします。

■市が取り組むこと

施 策 名	取組みの内容
地域連携体制整備の推進	○市民・事業者の協力体制の整備 市民の生活課題には、高齢者や障がい者、児童などそれぞれの個別支援で改善できるものもありますが、家庭には家族の介護や子育ての問題のほか、配偶者からの暴力や青少年の問題など、それぞれの問題が相互に複雑に絡んでいる場合も少なくありません。また、核家族化に伴い今日では、扶養や介護をめぐる問題も複数世帯にまたがるという難しい状況が見受けられます。こうした状況に対応するためには、家族の協力に自ずと限界もあることから、市民や事業者の理解による協力体制の整備を推進します。
	○関係行政機関の連携・協力体制の推進 市民の複雑で困難な問題解決のために、属性を問わず広く地域住民を対象とする重層的支援体制整備事業の設置検討を含め、関係行政機関が連携・協力し、総合的な課題解決に向けた取組みを推進します。

基本方針3 福祉サービス利用者の権利擁護の推進

(1) 福祉サービス苦情解決の推進

■現状と課題

福祉サービスの利用者とサービスを提供する事業者との関係は、本来対等であるべきですが、実際には利用者の立場が弱く、提供されるサービスの内容に問題があっても、当事者間での解決が困難となる場合が見られます。そのような場合に、利用者からの苦情を受け付け適切な解決につなげる相談・支援体制を整えることは、利用者の権利を守るために、極めて重要なこととなっています。

■地域が取り組むこと

- ケアマネジャーに相談できる関係を持ちます。
- 困ったことやわからないことがあったら、周りの人に相談します。
- 福祉サービス提供事業者は、利用者との話し合いを持ちます。
- 利用者が苦情を申し出しやすい環境をつくります。

■市が取り組むこと

施策名	取組みの内容
苦情解決の推進	<p>○相談体制の充実</p> <p>福祉サービスに関する苦情は、まず利用者と事業者との間で解決されることが望ましく、事業者自ら適切な解決に努めなければなりませんが、解決に至らなかった苦情については、利用者の立場や特性に配慮し、適切に対応するために、福祉に対して理解の深い有識者で構成する第三者委員を置き、円滑な苦情解決に努めます。</p> <p>また、この制度について、市民への一層の周知を図るとともに、有効活用がなされるよう環境づくりを推進します。</p>

(2) 日常生活自立支援事業の推進

■現状と課題

社会福祉協議会では、日常生活を送るために必要な判断能力が不十分な方が、地域において自立した生活が行えるようにするための福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う、「日常生活自立支援事業」を行っています。

契約により福祉サービスが選択される現在、事業の周知と普及を促進することが重要となっています。

■地域が取り組むこと

- 社協だよりなどを通じて、日常生活自立支援事業の内容を知ります。
- 地域で判断能力が十分でない人がいたら、事業を紹介します。

■社会福祉協議会が取り組むこと

施策名	取組みの内容
日常生活自立支援事業の推進	○日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）の実施 判断能力に不安のある方に福祉サービスの相談や手続き支援、日常的な金銭の管理を行い、安心して日常生活が送れるようにします。



(3) 成年後見制度の利用支援

■現状と課題

市民アンケート調査の結果では、成年後見制度について「聞いたことはある（内容は知らない）」と答えた方が39.4%と最も多い、次いで、「制度内容も含め知っている」と答えた方が29.9%となっています。

また、成年後見制度の利用促進・充実を図っていくために必要なこととしては、「制度のわかりやすい広報や周知活動」、「制度の内容や利用方法について相談できる窓口の設置」、「援助する後見人等による金銭の横領など不正防止の徹底」などの回答が多くなっています。

判断能力が十分でない人のために、家庭裁判所から選任された代理人が財産管理や契約の締結などを行う成年後見制度についての認知度は、現在高いとは言えない状況です。

住み慣れた地域で安全・安心に暮らしていくためには、誰もが適切なサービスを受けられる体制を整えるとともに、判断能力が不十分な方でも適切にサービスを受けられるよう、成年後見制度や社会福祉協議会が行うあんしんサポートネット（福祉サービス利用援助事業）などの制度の浸透に努めます。

また、本制度の利用を促進していくためには、制度を必要とする方が自分らしい生活を送るために適切に制度として利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築が必要となります。

■地域が取り組むこと

- 市の広報や社協だよりなどを読み、成年後見制度について理解を深めます。
- 成年後見制度を地域で話題にし、制度を知る人を増やします。
- 成年後見制度を必要とする人がいたら、制度と窓口を紹介します。

■市が取り組むこと

施策名	取組みの内容
成年後見制度の利用支援	○成年後見制度の周知・普及啓発 判断能力が不十分な人が地域で自立して生活していくためには、社会福祉施設等への入退所契約などの法律行為を行うことが必要な場合や、悪徳商法などの被害に遭うことのないよう本人を保護し、支援する必要があるため、成年後見制度の周知・普及に努めます。
	○成年後見制度の利用促進 本人に判断能力がなく、親族もいない場合には、市長が家庭裁判所への後見人付与の申し立てを代行するなど、成年後見制度の利用の支援を行います。審判に要する経費や成年後見人等への報酬を負担する能力のない方には、その費用の全部又は一部を助成します。
	○中核機関の設置 成年後見制度の利用を必要とする方が身近に相談でき、また、権利擁護が必要な方を早期に発見・支援するため、中核機関を設置し、関係機関との連絡調整等を行います。

■社会福祉協議会が取り組むこと

施 策 名	取組みの内容
成年後見制度の利用支援	<p>○成年後見制度推進事業の実施 判断能力の低下により悪徳商法の被害や金銭搾取などの犯罪が社会問題となっている中、成年後見制度を活用し、その方が安心して暮らせる社会づくりを進めます。</p>
	<p>○法人後見事業の実施 法人後見事業を実施し、安心して生活ができるよう本人の意思を尊重した支援を行います。法人が後見事務を行うことで、後見人が不在となったり、後見人の事務が滞ったりといった事態を避けることができます。また、社会福祉協議会の特徴を活かし、地域住民や福祉関係団体、多職種とも連携し、見守りのネットワーク等支援体制をつくります。</p>
	<p>○相談対応 認知症や障がいがあっても自分らしく安心して暮らせるよう、成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて適切な支援機関や制度利用につなげ、本人や家族、後見人、支援関係者をサポートしていきます。</p>

◇ 株式会社成年後見制度利用促進基本計画

平成 28 年（2016 年）5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）が施行されました。成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

国は平成 29 年（2017 年）3 月に成年後見制度利用促進基本計画（以下「国の基本計画」という。）を策定し、促進法第 14 条第 1 項に基づき市町村は、国の基本計画を勘案して成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努力するものとしています。

本市における「成年後見制度利用促進基本計画」は、「第 4 期株式会社地域福祉計画・地域福祉活動計画」と一體的に策定し、以下の施策に取り組むことで地域福祉の充実を図ります。

○成年後見制度の普及・啓発

成年後見制度の利用が必要な方を早期のうちに発見し、適切な支援につなげるため、制度の普及・啓発に努めます。

○後見人等に対する報酬助成

成年後見制度を利用した方でその費用の負担が困難な方に対して、後見人、保佐人及び補助人に対する報酬の助成を継続して実施するとともに、その周知に努めます。

○市長による審判請求（市長申立て）

成年後見制度の利用が必要な状況であるにも関わらず、本人及び親族による後見等の開始の申立てが難しい場合、市長が家庭裁判所に後見人等開始の審判の請求を行います。

○中核機関の設置

権利擁護支援の地域連携ネットワークの「中核機関」（ネットワークのコーディネートを担う機関）を令和 3 年 10 月に設置しました。

〈中核機関の機能〉

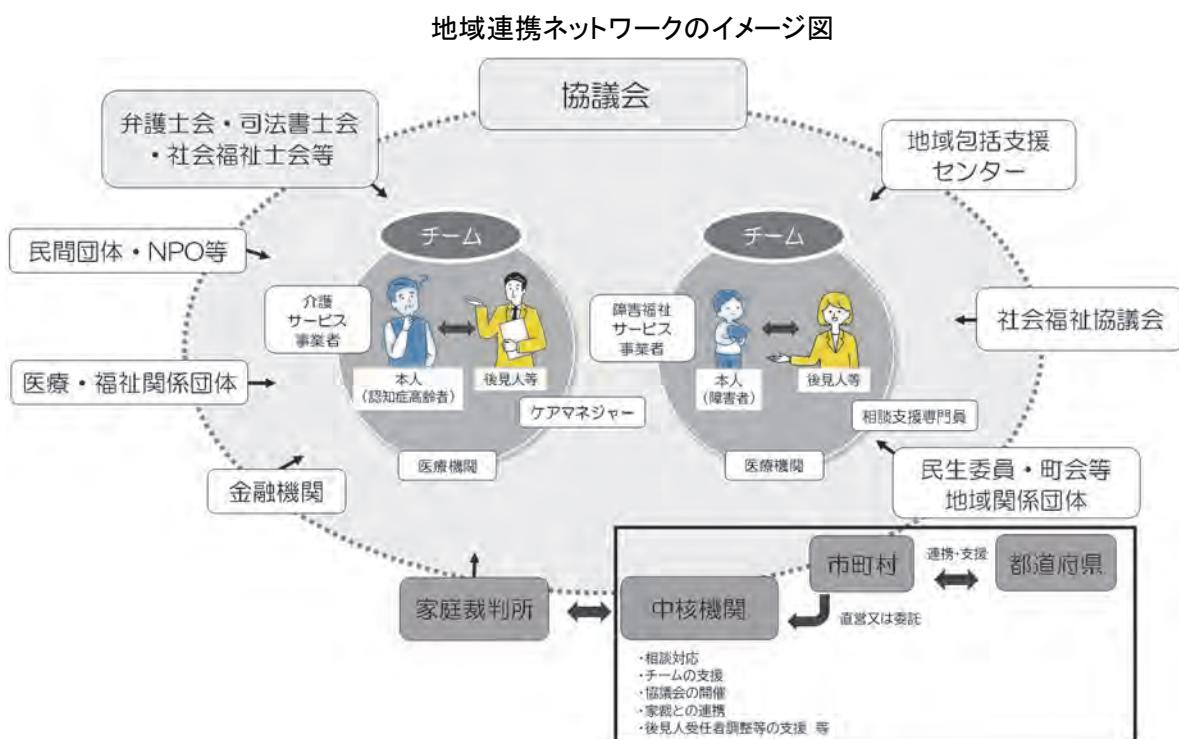
広報機能	制度普及のため、関係機関と連携して広報・普及・啓発活動を行います。
相談機能	気軽に相談できる一次相談窓口を整備し、また、申立て手続き等の具体的な相談を受ける二次相談窓口を開設します。
成年後見制度 利用促進機能	申立てや手続きに関するアドバイスを行い、内容により専門家や専門機関との連携や調整を図ります。
後見人支援機能	成年後見人等が安心して後見活動ができる環境づくりを目指します。

中核機関の担う機能については、関係機関と連携・協議しながら、順次、整備・拡充していきます。

○地域連携ネットワークの構築

地域連携ネットワークとは、全国どの地域においても、成年後見制度の利用が必要な方が、尊厳をもってその人らしい生活ができるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な方を発見し、適切な支援につなげる地域連携の仕組みです。

本市においても、地域の関係機関が連携する体制整備について協議していきます。



基本目標4 安心して生活できる環境づくりの推進

基本方針1 生活環境づくりの推進

(1) 生活環境の整備

■現状と課題

市民が安心して生活できるためには、支援を必要とする人に対する声かけや見守りなどの地域における福祉活動に加え、高齢者や障がいのある人が不便や障壁を感じることのないバリアフリーのまちづくりを進めることができます。また、ヒアリングでは地域の課題として買い物難民の存在が指摘されており、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみで暮らす世帯を中心とした交通弱者への対応が求められます。

さらに、近年自然災害が多発しており、その傾向として局所化と激甚化があげられます。今後は災害時に助け合える組織作りや、防災活動を通じて地域の力を強めていくことが求められています。

■地域が取り組むこと

- 公園など公共の場所は自分たちできれいにします。
- 自転車の放置をしないなど、ルールやマナーを守ります。
- 日ごろから、隣近所と災害時の話をしたり、地域の防災訓練に参加します。
- 隣近所に住む高齢者、障がい者など、災害時の避難行動に支援が必要な人を把握します。
- 町会、民生委員・児童委員、消防団などが協力して、避難行動要支援者を支援する体制を作ります。

■市が取り組むこと

施 策 名	取組みの内容
福祉のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none">○ユニバーサルデザインの推進 高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児連れの人たちなどすべての市民が安心して生活を送るために、住宅や生活環境の整備を促進する必要があります。スーパー・マーケット、金融機関など社会生活を営む上で利用する機会の多い公共的建築物については、関係機関の理解と協力を積極的に求め、ユニバーサルデザインの推進や、バリアフリー化に向けた改善・整備の促進に努めます。 また、事業者等へ対しても、障がいを理由とした差別の禁止や合理的配慮の提供について啓発を行います。○障がい者に配慮された歩行空間の整備 新たに整備を行う道路については、「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、障がい者に配慮された安全な歩行空間を整備します。 また、既存の道路についても、点字ブロックの補修など、誰もが安心して歩行できるよう整備を行います。

施 策 名	取組みの内容
安心で快適な生活基盤の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者・障がい者等に配慮された公園空間の整備 新たに整備する公園については、「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者や障がい者に配慮された公園空間の創出を図ります。既存の公園については、市民の要望を踏まえながら、改善の推進を図ります。
公共交通機関の維持強化	<ul style="list-style-type: none"> ○誰もが利用しやすい公共交通の推進 一部の地域で実施している乗合タクシーなど、デマンド交通を充実していきます。また、ちちぶ定住自立圏の中で、秩父地域全体で公共交通を考え、既存の路線バスの再編成等をして、「誰もが利用しやすい公共交通」の推進を図ります。
住宅環境の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○誰もが利用しやすい市営住宅の整備・改修の推進 高齢者や障がい者などすべての人が住み慣れた地域の中で快適で自立した生活が営めるよう配慮した市営住宅の整備・改修を進め、古い住宅の解体や建替えも検討します。
災害時緊急時に備えた体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における防災訓練への参加促進 すべての市民に対し防災意識や防災知識の普及・啓発に努めるとともに、災害時の減災のため、地域における防災訓練への参加を促進します。また、市民の自主的な地域活動や防災活動の取組みを支援します。 ○避難行動要支援者に対する支援の充実 災害時等の避難において、支援が必要な人の避難行動要支援者名簿への登録を促進し、登録者の支援体制を整えます。 ○福祉避難所の整備 一般的な避難所では生活に支障が想定される要配慮者を滞在させるのが困難なため、福祉避難所の整備を推進します。

施策名	取組みの内容
市民協働のまちづくりの推進	○セーフコミュニティの推進 科学的な根拠に基づいて、市民が一体となったまちづくりを推進する仕組みである「セーフコミュニティ」を効率的かつ実効性のある活動として継続していきます。

一口メモ

—セーフコミュニティー—

セーフコミュニティとは、世界保健機関（WHO）が推奨する「世代や障がいの有無に関わらず、安全・安心に暮らせるまちづくりに継続的に取り組む自治体等を国際的に認証する制度」のことです。秩父市は平成27年11月に、国内で11番目に認証を取得し、令和3年11月に再認証を受けました。

日本では、ケガや事故を減らすことだけを目的とするのではなく、市民協働のまちづくりを進めるためのツールとして活用されています。また、近年ではセーフコミュニティで得たノウハウをSDGsや感染症対策に活用している事例が国内外でみられています。



■社会福祉協議会が取り組むこと

施策名	取組みの内容
福祉のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域情報交換会の開催 地域の福祉関係者を中心として地域福祉活動に関する情報交換をする場を設け、地域における福祉ニーズを把握し、解決できる方法を地域で考えられる仕組みづくりに取組みます。
安心で快適な生活基盤の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○歳末たすけあい募金の配分 共同募金運動の一環として行われ、集められた募金を新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすために、様々な福祉の支援活動へ重点的に配分します。
災害時緊急時に備えた体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○災害ボランティアセンターの運営 大雪や地震などによる災害が発生した際、災害ボランティアセンターを設置します。 また、市内外からの災害ボランティアとの連絡調整や住民の支援ニーズ窓口を担うなど、運営を円滑に行うことができるよう体制を整備します。
	<ul style="list-style-type: none"> ○災害ボランティア事前登録制度の実施 災害発生時に救援活動のボランティアを希望する個人または団体が事前に災害ボランティアとして登録し、災害発生時等における救援活動を迅速かつ効果的に行うことができる体制を整えます。
	<ul style="list-style-type: none"> ○災害ボランティア講座の開催 災害発生時に円滑な活動が行えるよう、市や青年会議所等関係機関と連携をし、災害に関して学ぶ機会を設けます。



(2) 人材・福祉事業者の育成の推進

■現状と課題

アンケート調査では、地域福祉を推進するために必要なこととして、「地域福祉を推進する地域リーダーの育成」と回答している人が約2割となっています。「リーダー」を発掘し、育てるために、これまで福祉に関心がなかった人の中からも、福祉に興味を抱く人が生まれるきっかけを用意することが大切です。

多様化する市民の福祉ニーズにきめ細かく応えるため、民間の福祉事業者の育成や介護支援専門員の技術向上を図ることが重要となっています。また、福祉事業者が必要とする情報提供など、事業に参加しやすい環境整備が求められています。

■地域が取り組むこと

- 地域に関心を持ち、問題があればどうしたらよいかを日頃から考えます。
- 地域活動の中で、活動の担い手や活動のリーダーなどを育成する環境づくりに努めます。

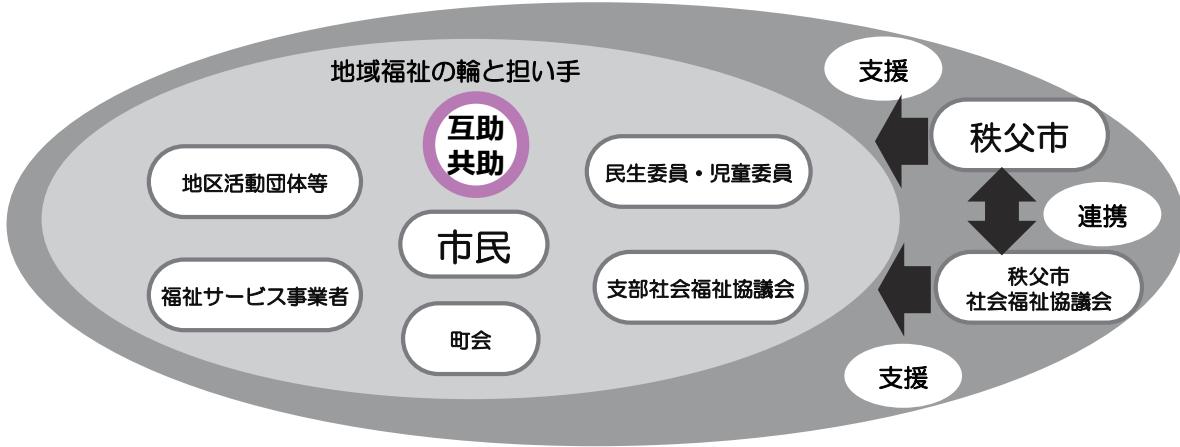
■市が取り組むこと

施策名	取組みの内容
人材育成の推進	<ul style="list-style-type: none">○地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）の養成・配置 地域福祉におけるネットワークづくりの中核となる地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）の養成・配置について検討を行います。
福祉事業者の育成の推進	<ul style="list-style-type: none">○福祉事業者間の連携体制の整備 多様化する市民の福祉ニーズに対して、行政や民間事業者だけではなく、NPO法人など多様な主体が事業に参加でき、連携する環境が整備されていることが必要です。 行政の役割のあり方について、総合的な立場から見直しを図り、民間事業者等の参入を容易にする情報提供を行い、福祉関連事業に民間事業者やNPO法人など幅広い事業者の参画と連携を促進します。
	<ul style="list-style-type: none">○介護支援専門員への研修の実施 介護支援専門員の知識・技術の向上を目的に研修会を開催するとともに、介護支援専門員の連携と資質の向上を目的に設立された「介護支援専門員連絡協議会」の活動を支援します。

第5章 計画の推進と進捗の管理

1 地域福祉の担い手と計画の推進体制

地域福祉は市民をはじめ、町会や地域で活動する福祉関係団体が担い手となって推進されます。それぞれの担い手には、以下の役割が期待されています。



(1) 市民

地域福祉を推進するためには、市民が地域社会の一員としての自覚を持ち、自分たちの地域について考え、手を携え、地域の行事に取り組んでいくことが第一歩となります。日頃から、あいさつや身近な交流を実践し、コミュニケーションを図り、困ったときに助け合える関係をつくっていくことが必要です。

(2) 社会福祉協議会

社会福祉法により、地域福祉を推進するための中心的な役割を担う団体と位置付けられており、市や関係機関・団体と連携し、市域全体の地域福祉活動をコーディネートするとともに、地域における福祉ニーズの把握や生活課題の解決に向けた取組みを推進する役割があります。

(3) 支部社会福祉協議会

本市においては、市内に76の支部社会福祉協議会が組織化され、地域の特色を踏まえ、地域の各種団体や福祉施設、市民とともに協力し助け合いながら地域課題の解決を図る組織として期待されています。

(4) 町会

町会は、一定の地域に住む人たちが助け合いながら、住みやすい環境にしていくために協力して自主的な取組みを展開しています。また、見守り活動や災害時の協力体制等の地域活動においても、ますます大きな役割を担うことが期待されます。

(5) 民生委員・児童委員

厚生労働大臣の委嘱を受けた民生委員・児童委員は、地域福祉の最前線で、高齢者、障がい者、母子等に対する福祉サービスの紹介や相談活動、児童虐待の発見や通報、避難行動要支援者等、様々な活動に取り組んでいます。

また、行政等の関係機関と市民とのパイプ役や、身近な相談相手としてだけでなく、地域福祉活動推進役としても、大きな期待が寄せられています。

(6) 福祉サービス事業者

地域における社会福祉法人等は、その施設利用者への福祉サービスの提供とともに、地域への貢献の使命を帯びています。施設の地域交流スペースの地域への開放や、福祉避難所としての機能の役割、さらに社会福祉事業及び公益事業を行うに当たり、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することも責務とされています。

(7) 地区活動団体

市民活動に対する市民の関心が高まり、ボランティアやNPO法人の各種活動も広がりを見せています。地域に根ざした活動はもとより、地域の枠にとらわれない地域福祉活動の担い手としても、大きな活躍が期待されています。

また、老人クラブ、PTA、子ども会育成会等の地域の団体は、それぞれの目的の達成のために活発な活動を展開しており、それぞれの活動は、地域コミュニティの活性化に大きく寄与するものです。

(8) 行政

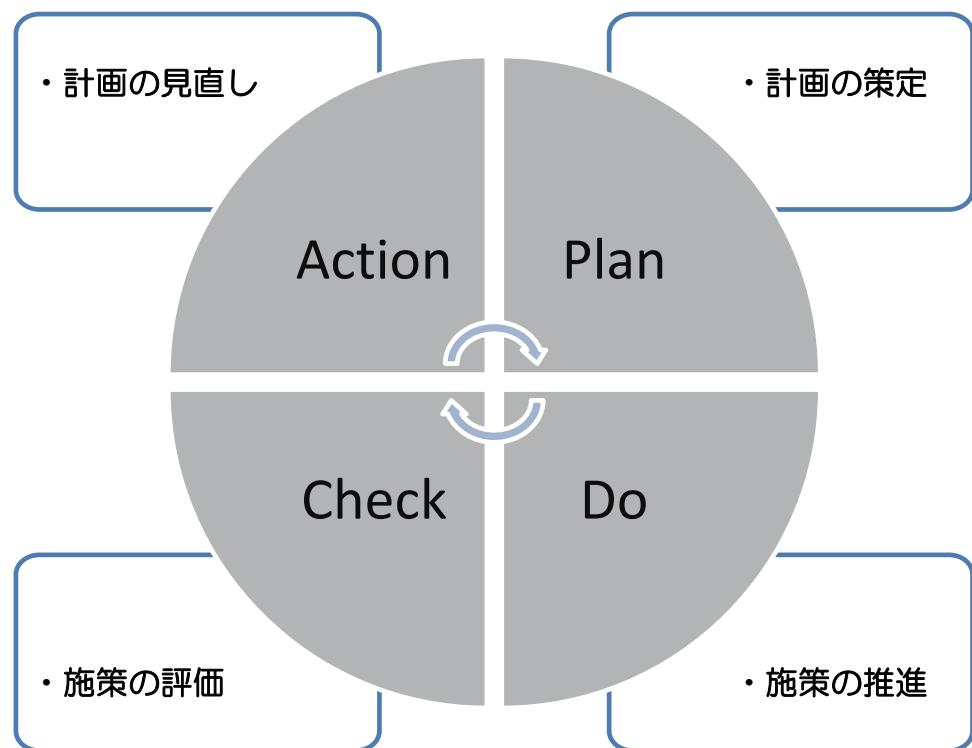
地域福祉計画の策定主体である行政は、市民に対する福祉の向上を目指し、効果的な福祉施策を効率的・総合的に推進する責務があります。そのために、福祉に関する部署間をはじめ、庁内の部局を横断した連携体制を整備していきます。

また、市民、ボランティア・NPO法人、福祉に関する事業者や社会福祉協議会などと相互に連携しながら、地域における福祉活動を支援していきます。

2 計画の進行管理

本計画の進捗管理は、計画の策定（P : Plan）、施策の推進（D : Do）、進捗の評価（C : Check）、見直し・改善（A : Action）という各段階を順次踏みながら計画の実効性を高めるPDCAサイクルで行います。

サイクルのポイントとなるCのステップでは、施策の実施状況を点検と必要な改善に関する協議を行い、次のAのステップにつなげていきます。



資料編

1 計画策定の経過

年月日	内 容	
令和3年 8月10日 ～8月17日	第1回検討委員会 (電子会議)	市民アンケート調査の検討について
令和3年 8月23日	第1回策定委員会	1 委嘱式 2 正副委員長の選任について 3 地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要について 4 策定体制・スケジュールについて 5 市民アンケート調査について
令和3年 9月17日 ～10月 8日	市民アンケート調査	無作為抽出による20歳以上の市民を対象に実施 配布2,000人、回収1,207人（回収率60.4%）
	福祉関係団体のヒアリング調査	ヒアリングシートを送付し福祉関係団体の課題・ニーズの調査 配布58団体、回収40団体（回収率69.0%）
令和3年11月17日 ～11月30日	第2回検討委員会 (電子会議)	第3期秩父市地域福祉計画・地域福祉活動計画の検証作業について
令和3年12月14日 ～12月17日	第3回検討委員会 (電子会議)	第4期秩父市地域福祉計画・地域福祉活動計画素案の検討・確認について
令和3年12月20日	第2回策定委員会	1 市民アンケート調査等の結果について 2 第4期秩父市地域福祉計画・地域福祉活動計画素案について 3 パブリックコメントの実施について
令和3年12月28日 ～令和4年1月27日	パブリックコメント	市内公共施設9か所及びホームページ上に計画案を公表し、意見を募集（意見…0件）
令和4年 1月28日 ～ 2月 3日	第4回検討委員会 (電子会議)	第4期秩父市地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）の最終確認について
令和4年 2月17日	第3回策定委員会	1 パブリックコメントの結果について 2 第4期秩父市地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）について 3 今後の予定について
令和4年 2月25日	答申	

2 第4期秩父市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく第4期秩父市地域福祉計画（以下「第4期計画」という。）を策定するため、第4期秩父市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、第4期計画に関する必要な事項について調査研究及び協議を行い、計画案を策定する。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

- (1)市議会議員
- (2)学識経験者
- (3)地域福祉等関係団体代表者
- (4)福祉関係機関・施設代表者
- (5)市民代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から第4期計画が策定される日までとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は委員の互選によって定め、副委員長は委員の中から委員長が選任する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、所掌事項に関し必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。
- 4 会議は、公開とする。ただし、委員会が公開しないと議決をした場合は、この限りでない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

3 第4期秩父市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 秩父市における地域福祉をさらに推進することを目的とし、社会福祉法人秩父市社会福祉協議会(以下「法人」という。)が、第4期秩父市地域福祉活動計画(以下「第4期計画」という。)を策定するため、第4期秩父市地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、第4期計画に関する必要な事項について調査研究及び協議を行い、計画案を策定する。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、法人会長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 地域福祉等関係団体代表者
- (4) 福祉関係機関・施設代表者
- (5) 市民代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から第4期計画が策定される日までとする。

2 権代の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は委員の互選によって定め、副委員長は委員の中から委員長が選任する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、所掌事項に関し必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

4 会議は、公開とする。ただし、委員会が公開しないと議決をした場合は、この限りでない。

(報酬及び費用弁償)

第7条 社会福祉法人秩父市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程は、適用しない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、法人事務局地域福祉推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮つて定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

4 第4期秩父市地域福祉計画・秩父市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

任期：令和3年8月23日～令和4年3月31日

No.	職名		氏名	備考
1	秩父市議会議員 文教福祉委員長		◎ 赤岩 秀文	(1)市議会議員
2	秩父市町長協議会	会長	○ 小池 克三郎	(5)市民代表
3	秩父郡市医師会	副会長	西 秀夫	(2)学識経験者
4	秩父郡市歯科医師会	副会長	内田 博	(2)学識経験者
5	埼玉県秩父福祉事務所	所長	西村 憲一	(4)福祉関係機関・施設代表者
6	埼玉県秩父保健所	副所長	金子 安雄	(4)福祉関係機関・施設代表者
7	秩父市 民生委員児童委員協議会	会長	宮下 昭	(3)地域福祉等関係団体代表者
8	秩父市在宅福祉員連合会	会長	本橋 和美	(3)地域福祉等関係団体代表者
9	秩父市老人クラブ連合会	会長	岩崎 菊雄	(5)市民代表
10	秩父子育て応援団	団長	池田 俊江	(3)地域福祉等関係団体代表者
11	秩父市赤十字奉仕団	委員長	町田 陽子	(3)地域福祉等関係団体代表者
12	秩父市社会福祉協議会 支部長会	会長	山口 辰雄	(3)地域福祉等関係団体代表者
13	秩父市障害者団体 連絡協議会	会長	山崎 かや	(3)地域福祉等関係団体代表者
14	秩父地区保護司会	会長	土橋 元孝	(3)地域福祉等関係団体代表者
15	秩父市役所	元職員	坪内 幸次	(2)学識経験者

◎…委員長 ○…副委員長

5 第4期秩父市地域福祉計画・秩父市地域福祉活動計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく第4期秩父市地域福祉計画及び秩父市地域福祉活動計画（以下「第4期計画」という。）の策定にあたり、秩父市役所（以下「市」という。）の関係部局及び秩父市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の職員により必要な事項を検討するため、第4期秩父市地域福祉計画・秩父市地域福祉活動計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 第4期計画の策定に必要な調査研究及び協議検討を行うこと。
- (2) 前項に掲げるもののほか、第4期計画の策定に関し必要な事項に関するこ。

(組織)

第3条 委員会に委員長、副委員長及び委員を置く。

- 2 委員長は市福祉部長の職にある者、副委員長は社協事務局長の職にある者、委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、会を主宰し、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、市福祉部社会福祉課、社協事務局地域福祉推進課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

別表

○市職員

副市長、教育長、市長室長兼総合連絡調整幹、総務部長、財務部長、環境部長、市民部長、福祉部長、保健医療部長、産業観光部長、地域整備部長、吉田総合支所長、大滝総合支所長、荒川総合支所長、市立病院事務局長、会計管理者、教育委員会事務局長、議会事務局長

○社協職員

事務局長

6 第4期秩父市地域福祉計画・秩父市地域福祉活動計画検討委員会委員名簿

No.	所 屬 部 局	職 名	氏 名
1	秩父市	副市長	-
2	秩父市	教育長	前野 浩二
3	秩父市市長室	室長兼総合連絡調整幹	高橋 矢
4	秩父市総務部	部長	江田 正広
5	秩父市財務部	部長	島田 典彦
6	秩父市環境部	部長	笠原 義浩
7	秩父市市民部	部長	山岸 剛
8	秩父市福祉部	部長	◎ 浅見 芳弘
9	秩父市保健医療部	部長	赤岩 瞳子
10	秩父市産業観光部	部長	田端 保之
11	秩父市地域整備部	部長	逸見 進
12	秩父市吉田総合支所	総合支所長	新井 正巳
13	秩父市大滝総合支所	総合支所長	山中 浩
14	秩父市荒川総合支所	総合支所長	川田 幸一
15	秩父市立病院事務局	事務局長	小松 伸也
16	秩父市会計管理者	会計管理者	根岸 仁
17	秩父市教育委員会事務局	事務局長	中野 茂
18	秩父市議会事務局	事務局長	原嶋 勉
19	秩父市社会福祉協議会事務局	事務局長	○ 江田 和彦

◎…委員長 ○…副委員長

7 第4期秩父市地域福祉計画・秩父市地域福祉活動計画事務局名簿

No.	所 屬		職 名	氏 名
1	秩父市役所	福祉部	部長	浅見 芳弘
2	秩父市役所	福祉部	次長兼 社会福祉課長	坂本 雄司
3	秩父市役所	福祉部社会福祉課	主幹	木村 真
4	秩父市役所	福祉部社会福祉課	主査	加藤 康孝
5	秩父市社会福祉協議会	事務局	局長	江田 和彦
6	秩父市社会福祉協議会	地域福祉推進課	課長	野口 健
7	秩父市社会福祉協議会	地域福祉推進課	主幹	桜井 伸彦
8	秩父市社会福祉協議会	地域福祉推進課	主査	笠原 知也

第4期秩父市 地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和4年3月発行（令和4年度～令和8年度）

発行 秩父市・秩父市社会福祉協議会

編集 秩父市
福祉部社会福祉課

社会福祉法人
秩父市社会福祉協議会

〒368-8686

埼玉県秩父市熊木町8番 15号
TEL : 0494-22-2211 (代表)
FAX : 0494-22-7168

〒368-0033

埼玉県秩父市野坂町一丁目 13番 14号
TEL : 0494-22-1514
FAX : 0494-22-4815



秩父市イメージキャラクター

ボテくまくん